平成28年3月定例会会議録

平成28年豊郷町議会3月定例会は、平成28年3月4日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

	1	畨	中	島	政	幸
	2	番	村	岸	善	_
	3	番	高	橋		彰
	4	番	前	田	広	幸
	5	番	西	Щ		勝
	6	番	北	Ш	和	利
	7	番	西	澤	博	_
	8	番	鈴	木	勉	市
	9	番	西	澤	清	正
1	O	番	佐々	木	康	雄
1	1	番	河	合		勇
1	2	番	今	村	恵美	子

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長		伊	藤	定	勉
副	町				長		村	西	康	弘
教	育				長		横	井	保	夫
総	務	企	画	課	長		村	田	忠	彦
税	務		誹	Ţ	長		Щ	口	昌	和
保	健	福	祉	課	長		神	辺		功
医	療	保	険	課	長		北	JII	貢	次
住	民	生	活	課	長		上	田	文	夫
会	計	徻	学	理	者		森		明	美
人	権	政	策	課	長		小	Ш	光	治
地	域	整	備	課	長		夏	原	_	郎

 地域整備課長(上下水道担当)
 藤野

 產業振興課長
 土田 祐司

 教育次長
 岩崎 郁子

 社会教育課長
 浅居

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 角 田 清 武

 書
 記
 寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

議第11号 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第12号 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第13号 豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めること について

議第14号 豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第15号 町道路線の認定について

議第16号 豊郷町行政不服審査会条例案

議第17号 豊郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に 係る手数料に関する条例案

議第18号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議第19号 豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

議第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 をする条例案

議題21号 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例案

議第22号 豊郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正 する条例案

議第23号 豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例案

議第24号 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

議第25号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案

議第26号 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 議第27号 豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備およ び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案 議第28号 豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例案 議第29号 豊郷町ふるさと応援寄附条例案 議第30号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案 議第31号 豊郷町地域の元気基金条例を廃止する条例案 議第32号 豊郷町火葬場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案 議第33号 平成27年度豐郷町一般会計補正予算(第7号) 議第34号 平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 議第35号 平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 議第36号 平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号) 議第37号 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号) 議第38号 平成28年度豊郷町一般会計予算 議第39号 平成28年度豐郷町国民健康保険事業特別会計予算 議第40号 平成28年度豐郷町簡易水道事業特別会計予算 議第41号 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計予算 議第42号 平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計予算 議第43号 平成28年度豐郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 請願第1号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関する意見書の提出を求める 請願書

西澤博-議長 皆さん、おはようございます。これより定例会を開会させていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。会議開会定足数に達していますので、平成28年第1回豊郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

最初に、留意事項を説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守し、お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いします。また、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みくださるとともに、採決の際はみだりに離席をしないようよろしくお願いをいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたくことをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、 村岸善一君、3番、高橋彰君を指名します。

日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月24日までの21日間に決定いたしました。 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、 平成27年11月から平成28年1月分の現金出納検査結果ならびに定期監査 報告が議会に提出されておりますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。 議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されて いますので、お手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告をお願いします。

村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

西澤博-議長 村岸委員長。

村岸議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会より報告いた します。

平成27年12月8日に第1回目の議会広報常任委員会を開催し、第64号の発行日や表紙の写真及び構成について検討を行いました。また、平成28年1月6日に第2回の委員会を開催し、一般質問の原稿や委員会報告についての校正を行いました。また、1月21日に第3回の委員会を開催し、記事と写真との整合性、紙面のでき、誤字や脱字のチェックなどについて校正をいたしました。また、2月2日に第4回の委員会を開催し、最終のチェックを行い、最終稿を入稿し、2月12日に各戸宛に配付をいたしました。

今回、お忙しい中、サークルの寄稿をいただきました豊郷剣道教室、スポレックサークルの皆様には大変ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

また、研修につきましては、この2月29日に滋賀県町村議会議長会の主催によりまして、第39回議会広報研修会に参加いたしました。その中で、「伝える広報」から「伝わる広報」へと題しまして、議会広報の果たす役割や伝わる紙面構成にするための工夫について講演がありました。その後、第64号とよさと議会だよりのクリニックをしていただきました。読者の皆様を引きつける見出しを立てることや議会用語や審議の流れなどの解説があった方がいいとのご指導をいただき、今回の研修を今後の広報編集に生かしていきたいと思います。

以上で、議会広報常任委員会及び研修の報告を終わりといたします。 以上です。

西澤博一議長ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第11号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。 本日、平成28年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員 各位には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。 また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

今期定例会には、平成27年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算、平成28年度豊郷町一般会計予算ならびに各特別会計予算をはじめ、同意案件2件、議決案件3件、条例制定4件、条例改正11件、条例廃止案件2件の計33件の議案を提案させていただいております。どうか慎重審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第11号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めること についてご説明申し上げます。

現在の豊郷町公平委員会委員の任期が、平成28年3月31日をもって満了いたします。豊郷町大字下枝120番地、浦部善弘さん、豊郷町大字八町883番地、伊藤克己さん、豊郷町大字四十九院238番地4、古市和子さんの3名の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、浦部善弘さん、伊藤克己さん、古市和子さんについては引き続き委員 に選任するものであります。また、任期は平成28年4月1日から平成32年3 月31日までの4年間です。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第11号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立です。

よって、議第11号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意されました。

日程第7、議第12号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意

を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第12号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現委員であります、住所、豊郷町大字雨降野 5 6 番地、西山與喜男さん、生年月日、昭和 2 5 年 9 月 2 2 日生まれが、平成 2 8 年 3 月 3 1 日付で任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は、平成 2 8 年 4 月 1 日から 3 年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第12号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立です。

よって、議第12号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについては、原案どおり同意されました。

日程第8、議第13号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を 求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第13号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めること についてご説明申し上げます。

豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者につきましては、現在、四十九院文化財保

護委員会委員長、古川直治さんを指定しておりますが、本年3月31日付をもって指定期間が終了することになります。

このため、新たに公募し、選考しました結果、四十九院文化財保護委員会を引き続き指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は本年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第13号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立です。

よって、議第13号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

日程第9、議第14号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第14号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷スポーツ公園施設の指定管理者につきましては、現在、特定非営利活動 法人、アザックとよさとを指定しておりますが、本年3月31日付をもって指 定期間が終了することになります。

このため、新たに公募し、選考しました結果、特定非営利活動法人、アザックとよさとを引き続き指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規

定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は本年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 議第14号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、この指定管理者の特定非営利活動法人、アザックとよさと、代表、小林一男さんとなっていますが、このNPO法人のアザックとよさとの理事会、どういう構成でされているのか、理事会の皆さんの理事さんの名前をちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 皆さん、おはようございます。理事会のメンバーということでありますので、 アザックとよさとの組織図、構成の中で理事さんでありますが、運営委員会と いう形式の中で、代表者、副が3名、あと11名の方、合計15名の方で構成 をしている理事会ということで、お名前ですね。代表、小林一男さん、副が3 名おられます。竹川富美子さん、戸田光一さん、大橋寛治さん。その他委員で あります、藤野恵津子さん、小椋裕彰さん、安田誠兵衛さん、久木眞由美さん、 宮川博史さん、楠田秀樹さん、古市忍さん、上田秀久さん、広瀬高規さん、槇 吉友さん、谷口瑞石さんという形になります。

以上です。

西澤博-議長 よろしいですか。

今村議員 はい。

西澤博-議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 簡単にしますが、3年前の契約のときの理事長と現行の理事長が変更されているように思うんですけど、その場合は契約変更されているんですか。確か3年前は今村さんだったと思うんですが、今回は理事長がかわっておられますので、理事長がかわられた場合は当然、契約変更されているんでしょうね。その点の確認だけを。

社会教育課長議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 申しわけありません。現在、資料がないので、済みません。調べまして、委員会までに報告をさせていただきたいと思います。

西澤博-議長 委員会までに提出をお願いします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 提案をされる担当課がね。私でも覚えているんですよ。確か3年前は私の町の方でしたから、この方が理事長になっておられるんだという、私は記憶があるもんですから、定かではありませんので。今回は、理事長がかわっておられましたので、当然、理事長は法人で決められることなのでそのことはいいんですが、理事長がかわられた時は契約変更がされているんでしょうねという質問なんですが、担当者が資料がない、理事長がわからないというのは、いかにも怠惰ではありませんか。再度、回答を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 確かに3年前と現在の代表者はかわっております。ただ、契約によってということのお問い合わせですので、契約によってかどうかということについての 資料については今現在、持ち合わせがないので、後ほど報告させていただくと いうようなことで回答させていただきました。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 少なくとも、例えば理事長がかわられたら、法人から理事長が変更したという当然、変更届が来るわけでしょ。当然、来るじゃないですか。変更届が来たら、当然、契約はその理事長名と町長名でするわけですから、その契約変更は当然しているでしょという確認なんです。その資料がないというのは、あまりにも怠惰だと思いますよ。再度、回答をお願いします。

社会教育課長 議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 失礼します。代表者の変更については、確かに変更されているというのはわかるんですけども、その期間なり、途中でかわったということではないので、調べて、後日お知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第14号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を 求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立です。

よって、議第14号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

日程第10、議第15号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第15号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

大字吉田地先の日栄小学校増築工事に伴い、路線延長が減となる町道日栄小学校東道線の路線の減を認定するものであります。

よって、道路法第8条第2項により町道路線を認定することについて、地方 自治法第96条の規定に基づく議会の議決を求めます。ご審議のほど、よろし くお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立です。

よって、議第15号町道路線の認定については、原案どおり可決されました。

日程第11、議第16号豊郷町行政不服審査会条例案から日程第13、議 第18号行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案までを一括議題とい たします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第16号豊郷町行政不服審査会条例案、議第17号豊郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例案および議第18号行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第16号豊郷町行政不服審査会条例案についてご説明申し上げます。

行政不服審査法が全部改正され、平成26年6月13日に公布し、平成28年4月1日から施行されます。行政不服審査法の規定により、その権限に属する事項を処理するため、町の付属機関として行政不服審査会を設置しなければならないこととされています。そのため、豊郷町行政不服審査会条例を制定するものであります。

次に、議第17号豊郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の 交付に係る手数料に関する条例案についてご説明申し上げます。

行政不服審査法が全部改正され、行政不服審査法の規定により、審理員による審理手続および行政不服審査会による調査審議手続のいずれにおいても、審査請求人または参加人は提出書類、提出資料の閲覧のみならず、写しの交付を求めることができるようになります。そのため、写し等の交付に係る手数料を定めるために豊郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を制定するものであります。

次に、議第18号行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の全部改正とそれに伴う行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。行政不服審査法の全部改正による、法律番号の改正、不服申立てが異議申立てと審査請求に分離されていましたが、審査請求に一元化されることによる改正であります。

また、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、審議の客観性、 公平性が担保される場合は審理員による審理手続を適用除外とすることができ ることから、町情報公開個人情報保護審査会は、これに該当しますので、町情 報公開条例および町個人情報保護条例については審理員による審理手続を適用 除外としています。

このようなことから、行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例により 改正をするものであります。

以上、議第16号から議第18号まで一括して説明申し上げました。ご審議 のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。 質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 町の行政不服審査会条例案の改正なんですけれども、町に対して行政不服審 査申請をする事例は、町としてはどういうものを想定しているんですか。町に こういう審査請求が来る見込みのある町のいろんな行政の仕事がありますけど、 どういったことが想定され、対象になるのか説明してください。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 おはようございます。今村議員のご質疑でございますが、今回の行政不服審査会の関係でございますが、これまでにも不服申立てができるという制度がありました。今日まで、最近では申し立てがなかった、現実何年かないという状況でありますが、当然、申し立てにつきましては、私どもが許可なり、不許可とかそういった案件がある場合について、その受けた方が、自分が不利益とかその処分に対して不服ですよといった場合について、こういう不服審査ができるということになりますので、例としましては、やはり許可なりしているものについては全てが該当してくるのかなと思っています。

現実、どういうことがあるかという他府県の事例で言いますと、税で言いますと、固定資産は除外されるんですが、固定資産税以外の税目についての課税の不服と言いますか、高い、安いとかそういった算定内容の不服、それとまた、福祉関係で言いますと、例えば給付申請をした場合に決定なり、不決定をするわけなんですが、その場合によって本人がその内容によりまして、不服だということを感じた場合については、そういった手続ができるということで、我々

が仕事をしている範囲の全てのものが対象に含まれると今回の法律ではそうい うふうに読み取っているところでございます。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第18号の質疑をさせていただきます。これは説明というか、教えていただきたいと思うんですが、新旧対照表の2ページですが、採る方の「採決」を裁く方の「裁決」に変えるということになっているんですが、ざっと見ただけなんですが、ほかのところは現行でもみんな裁く方の「裁決」になっているんですが、この新旧対照表の旧のところを見ても、ほかはみんなこの裁く方の「裁決」なんですね。ここだけが採る方の「採決」で、この採る「採決」を裁く「裁決」に変更するということなんですか、ここだけ採る方の「採決」になっているというは、何か。こっちの採る方の「採決」というのは、議長が議案の可否を諮るというのが、旧の採る方の「採決」ですね。裁く方というのは審査請求があった場合に、行政庁がその判断をするという行為だと思うんですが、旧でもここだけが採る方の「採決」になっているのは、何か理由があったのか、その点だけ説明をお願いできたらと思います。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

新旧対照表の2ページの、この中に「採る」方が残っているということですね。今回の改正については、採るという「採決」が、裁く方の「裁決」にこれは全て統一がされますので、改正するということですので、もう一度また確認させていただきますが、一応、審理員が制度化されて、その上に審査会が設けられたということで、今までよりもワンランク上のところで審査されるということで、今回この字の方に変更されるということですので、ご理解をいただきたいと思います。また確認させていただきます。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第16号豊郷町行政不服審査会条例案から議第18号行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案までを総務産業 建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

西澤博ー議長 異議なしと認めます。

よって、議第16号豊郷町行政不服審査会条例案から議第18号行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14、議第19号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第19号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)の制定公布に伴い、本町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第19号に対する質疑を行います。

新しくこの新旧対照表の第4条で、「居所」をつけ加えるわけですが、「居所」ですから、住民登録をしていなくてもいいわけですね。今までは住民登録をしていると住所になるんですが、ここには新しく「居所」となっています。「居所」というのは、住民登録をしていなくても、そこに住んでいるという人を指すと思うんですが、そういうことでいいのかどうか。新しく「居所」が加わった、何かそういう背景があるのかちょっと説明をお願いしたいと思います。

税務課長 議長。

西澤博一議長山口税務課長。

税務課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

全体的な改正の理由といたしましては、先ほど町長が提案理由を申し上げました議第16号から18号の関係の行政不服審査法の改正に伴うものの所要の改正でございます。それから、鈴木議員がおっしゃいました「居所」という扱いなんですけども、鈴木議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第19号豊郷町固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思 いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第19号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第15、議第20号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理をする条例案から日程第18、議第23号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第20号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 をする条例案から議第23号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例案までを一括してご説明申し上げます。

> 議第20号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 をする条例案についてご説明申し上げます。

> 地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例、豊郷町職員の給与に関する条例ならびに豊郷町職員の特殊 勤務手当に関する条例および豊郷町職員の旅費に関する条例の一部改正を行う ものであります。

また、豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例においては、行

政不服審査法の全部改正にあわせて改正しております。

次に、議第21号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例案についてご説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行、また学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、いずれも平成28年4月1日から施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務をさせることができる子の対象を小学校に就学している子を養育する職員に加え、義 務教育学校の前期課程および特別支援学校の小学校部を追加し、明確化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第22号豊郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 を改正する条例案についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正ならびに地方公務員法の一部を 改正する法律の施行に伴い、改正後の地方公務員法第58条の2第1項に規定 する人事行政の運営等の状況の公表事項にあわせ、所要の改正を行うものであ ります。

次に、議第23号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例案についてご説明申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日 付で公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い改正を行うもの であります。

改正内容としましては、地方公務員災害補償法による年金補償のうち、障害補償年金と同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合、および休業補償と同一の事由により、障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

以上、議第20号から議第23号まで一括してご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。 質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第20号地方公務員法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理をする条例案から議第23号豊郷町非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案までを総務産業建 設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第20号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理をする条例案から議第23号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第19、議第24号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第24号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

行政不服審査法の平成28年4月1日から施行とあわせ、労働者災害補償保険法による保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による保険給付が支給される場合に、労働者災害補償保険法による保険給付に乗じる調整率が変更となるため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日に施行されることから、今回、豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第24号豊郷町消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例案は総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思 いますが、これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第24号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例案は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよ るしくお願いいたします。

日程第20、議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し 上げます。

今回の改正は、豊郷町第6期介護保険事業計画期間における介護財政の窮状を鑑み、平成28年度、平成29年度の介護保険料について、基準保険料を月額6,000円とすることについて、豊郷町介護保条例の一部改正を行うものであります。

改正内容の第4条第1項中の「平成27年度」を「平成28年度」に改め、 保険料の改正に伴い、それぞれの金額および条項の修正による一部改正を行う ものであります。

ただいまご説明申し上げました一部改正は、平成28年4月1日より施行するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について 質疑を行います。3点について質疑をしたいと思います。

> まず、この介護保険条例は第6期ということで、平成27年度から第6期の 介護保険事業計画において保険料が議決をされて策定されておりますが、今回、 この6期の途中で介護保険料を改定するというのは、介護保険法、また同施行 令のどの法的根拠で、今回改定をされるのか説明を願います。

> 2点目ですが、この第6期に入って1年目ということで、平成27年度の介護保険会計がもうほとんど終わりに近づいているんですけれども、この会計について町が資料として議会に提出されたのは、介護保険給付費関係の目安しか書いていませんでしたが、この平成27年度の介護保険の特別会計は、当初予算で6億119万8,000円という総額だったんですけれども、これで当初予算のときに保険給付費は総額5億5,994万1,000円ということを保険給

付費はそれぐらいの予算を上げておりました。そして、この保険給付費は3月、今回、補正も出ていますが、当初予算と保険給付費の流れは同じ金額で3月、もう補正で上がっております。そういった中で、歳入の方の変化というのがありまして、介護保険料が改正されまして、当初予算で介護保険料収入というのを1億2,299万8,000円というのを予算化されたんですけれども、それが軽減とかいろいろありまして、3月の補正では介護保険料が1億756万5,000円という予算としては入ってくるだろうと、予算を上げております。そういった中で、12月の補正を行いまして、このとき歳入総額を保険料収入見込みの減などを含めて、当初の6億から5億9,899万2,000円に、歳入歳出総額を減額されまして、その中の特徴的なところは財政安定化貸付金というのが、当初の歳入予算ではこの貸付金を1,464万8,000円ということで歳入見込みをして、お金を借りる予定にしていましたけれども、12月補正で減額をして、961万1,000円、約500万、貸付金を減らしているんですね。歳入で減らすということは、歳出が減るということだと思うんです

これを見ていまして、昨年26年度の決算と比較してみました。26年度決算は、第5期の保険料ですから、保険料収入が少ないのは当然なんですが、保険給付費は26年度決算で5億4,000万弱になっていて、この流れからいくと、今回、介護保険の保険料を徴収金額を引き上げていくというのは、何を根拠に引き上げていくのか説明をしていただきたいと思うんです。保険給付費が高騰していくという形で、足りないという形のイメージを持っていたのかなと思いますが、でも会計上はそんなに保険給付費が26年度に比べて非常に伸びているという予算ではない。26年度の最終補正のときの保険給付費の予算は5億4,979万5,000円、決算は5億4,000万。そういきますと、今のうちの27年度の保険給付費が5億5,994万、約1,000万、給付費を最終として町はこの会計の給付費1,000万増を予定しているみたいですけれども、それに見合って介護保険料は26年度の決算の介護保険料から、3月の補正の介護保険料の収入を比較したら。

けれども、歳出の方は保険給付費はずっと変わらないと。

西澤博一議長 簡潔にお願いします。

今村議員 1,000万は多いんですね。だから、そこら辺の流れがどうしてこういうふうに出てくるのかがわからないというのを説明してください。

3点目。介護保険料というのは、もう負担能力を越した非常に高い保険料になっています。こういった中で、保険料改定の際には高額所得者には保険料の 算定を多段階制にして増やしていくというやり方があるということは先の改定 時にも説明をさせていただきましたが、今回このうちの第9段階、所得290万以上の人に対して、町の保険料は現在の保険料、また改定の保険料は一緒なんですが、これを例えば、隣の愛荘町ですと、290万以上の方は4段階あるんですね。290万以上、400万未満の方、また400万から600万未満の方、600万から800万未満の方、それ以上の方と4段階あるんですけれども、うちはこの9段階は一応、町の資料では53人、27年度はいると書いてあるんですが、この4段階にした場合には、それぞれに何人いるのか説明していただきたいと思います。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 皆さんおはようございます。それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたい と思います。

まず、3年計画期途中の改正の理由につきましての、法での根拠と申されましたところにつきましては、まず、介護保険法129条保険料というところには、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとなっております。それで、今回、27年度がほぼ終わりまして推計を現在のところ出しましたが、計画値の当初の6,000円の保険料のときの98.5%で推移しておるというところから計算をし直しまして、今現在、3年間の見通しを再度見直したところ、6,002円というように保険料の算定をしたところでございまして、その計画期途中の部分につきましては、先ほどの129条のそれをより具体化させたものが、平成12年当時の厚生省の通達の中に中期財政運営期間中、いわゆる計画期間中の保険料の変更については、3年間の保険料率を用いることが財政運営上支障が生ずると見込まれる場合については、保険料率を変更することが適当であるというようなことで通達が来ておるところでございますので、それに伴って計画を変更させていただきたいという経緯に至ったわけでございます。

続きまして、2点目でございます。何を根拠にということでございましたけれども、これにつきましては、26年度でも財政安定化基金の借り入れ、また町からの緊急の借り入れを合わせまして、約1,500万弱のお金を借り入れ、また、3力年、第5期中の期間中に1,800万以上の基金を取り崩しておるというような状況から、また過去の状況から見ましても、現在の状況で上げざるを得ないというふうに至ったわけでございます。

最後に、多段階の件についてでございますけれども、当初、第6期の計画の 途中で計画をしておる中で、本町につきましては、国の示した第9段階でお示 しするのが各段階の方々について公平に保険料の徴収ができるものと考えた次 第でございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員

まず、介護保険法129条ということで、ここで改定をしなければならないとは書かれていないと思うんです。3年間を適正に運用していかなくてはならないというのはわかりますが、だから改定をしなきゃいけないということは出ていないと思うんです。この厚生省の通達、これは指導助言文書ですから法的拘束力はありませんよね。だから、そういった面ではなぜ今回、引き上げをするのかというのは、これは町長の政治力が問われている問題だと思っているんですけれども、当初、豊郷みたいな非常に低所得者の多い町で、そういった中で負担能力を越えた介護保険料、それは支払うのも困難になってきている状況が十分にある中で、当初提案したときは町の一般財源からの補填も、当然、保険料軽減のためには必要だという説明もさせてもらいました。

なぜそういうふうに申し上げたかといえば、全国的に自治体によっては保険料の引き上げ抑制をするために、一般会計の一般財源から充当しているところもあると。うちの場合は特に県下で特例2町という形で国に対しても、県に対しても歴史的背景の中、財政困難、いろんな行政の運営困難があるということで、特別交付税を甲良町と同じように3億円以上受けている地方自治体としては、こういった中の一般財源で、社会保障としてこのような手当をしていけるのは十分、町長裁量でできることだと考えていますが、それを行わないという発想に立っておられるというのが、非常に理解に苦しむのですが、そのことについて町長はどう思っているのか。

また、先ほど財政安定化貸付金が 2 7年度で 5 0 0 万減額されたというのは、一体どういう理由で減額されたのか。給付費が非常に高く上がってきているという予算ではないのに、財政安定化貸付金も当初の 1 , 4 6 4 万 8 , 0 0 0 円が 5 0 0 万減額、 1 2 月補正ですよ。最終補正に近いところで減額がされていて、それをあと 1 、2 、3 月期でどういう変動があるかという形ですけれども、そういう関係でいくと、会計をどう考えているのかというのが私には理解ができないんですが、この減額したとき、 1 2 月補正で貸付金を減額した理由は具体的にどの 5 0 0 万が要らないと考えたのか説明してください。

それから、多段階制の問題ですが、課長は今、9段階で公平であるという形でおっしゃいましたが、私の質問は9段階で一応、町が27年度で9段階にい

る人は53人と、そういうふうに資料に書いてあるんです。そうしたら、その9段階で、私が先ほど質問して答弁を求めたのは、その9段階を4段階にする、所得金額が290万以上、400万未満の方と400万以上600万未満の方、それから、600万以上800万未満の方、800万以上の方と、この4つのパターンでどこにその53人が当てはまるのかを説明してくれと申し上げたんですよ。それをこれで公平的だと中途半端な、非常に議会に対しての答弁としてはなっていないと思うんですが、ちゃんと答弁してください。その人数がどう当てはまるのかを説明してください。もう一度、お願いいたします。

副 町 長 議長。

西澤博一議長村西副町長。

副町長 幾つかご指摘いただきましたが、まず1点目の財政安定化基金の関係でございますが、12月議会で500万減額をしているということでございますが、これにつきましては、その財政安定化基金は第6期中の貸し付けですから、これは第7期の方に影響する額ですので、だからできるだけ少なくすればというようなことで、その財政状況を見た中で減額をされているわけです。

ただ、基本的に今の体制も含めてですが、第6期の中で改正をさせていただいたのは、基本となっています財政安定化基金の借入額については759万3,000円ということで、それが基本になっております。ですから、27年度中でそれぞれ借り入れ等につきましては、第7期の中の影響額として影響するということでございますので、そこら辺ひとつご理解をいただきたいと思います。

それと、一般財源からの繰り入れということで申し上げられたと思うんですが、特交なりいろいろあるから繰り入れればいいというようなことかと思うんですけど、先ほど来言ってますように、介護保険につきましては129条のもとに3カ年の財政を安定したものとして算定をするということの中で、給付費の見込み等も含めてされているわけです。ですから、その基準というものについては、確か政令の38条でしたかのもとに給付の見込みなり、あるいは財政見込みということの中でしています。そんな中で、一般財源は当然、一般財源として負担比率、町にも12.5%なり、そういう形で決まっているかと思います。それ以外で一般財源をされるという場合については、例えば、ご承知のように低所得者の軽減がございます。第1段階、0.5が0.45になると、そういった部分につきましては、当然その負担で軽減をしている。しかし、国も2分の1、県も4分の1、そして市町村も4分の1負担をするというようなことであるかと思います。

それと、自治法の規定により一般財源を入れたらええかという話になるかと思うんですけど、これについてもこれは自治法の規定の中でも、いわゆる弾力条項という中でも解釈されているかと思うんですけど、それについては当然、特別会計ですから、一般財源から繰り入れるということになるわけなんですけど、それについては当該事業に伴う収入、いわゆる介護保険料、それが適切に充てられているかというのが1点であるかと思います。それと、条例上に定められているかということがあります。そして、大事なことにつきましては、その業務を行うための収入がきちっとしたものが充てられて、しかしながら、かつ不足があった場合、必要性が生じた場合はそれは条例で定められた中で一般会計から繰り入れができるということかと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それと、段階の関係、9段階をもう4段階増やしたらというような話もあるか思うんですが、先ほど来、課長が申し上げましたように、私どもは低所得の方が多いわけですから、それに伴った中で、いわゆる0.5なり0.75、0.5の方は先ほど申し上げました軽減措置で0.45なり、また今後の予定としては0.3なり、あるいは第2段階等も0.75であったものが0.5とか、そういう形で軽減措置がされてくるわけです。

そういった中で、保険料については所得に応じた中で負担をしていくということで、公平性が図られているかと思います。そういったことで、段階よりも今の現状の中で低所得者につきましては、軽減措置が図られているので、大きな負担にはならないかなとこう思っているところでございます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員

今、副町長は一般財源の充当についてはいろいろあると言いましたが、でも、 現実は全国の自治体の中で一般財源から充当しているところはあります。それ は、法的に、国保の赤字財政補填で一般会計から補填しているのと同じ仕組み で、介護保険についてもそれをしてはいけないという法律はないんですよね。 法的根拠はないから、先ほど言ったみたいに一般会計から特別会計への部分に 補填するなり、補助金を出すなり、貸し付けをするというのは普通どこの自治 体でもやっていることなんです。だから、この介護保険会計、第6期が始まる ときに、私も議会で論戦しましたが、そういうことを町はやれば保険料の軽減 もちゃんとできるんですよと、それは町の裁量権なんですよ。それをしないで 全部保険料に転嫁していこうという発想に立っているのは、よく言う、国、県 のそういうペナルティ、調整交付金を減額するぞとか、今回減額されています よね。そういうことをされるのに関して、ちゃんと物が言えない町政、私は非 常にそれは残念なんですけれども、そういったことを豊郷に住んでいる住民の 皆さんの立場に立って、負担能力を越えた介護保険料に対しては町が補填して いくというのは、町民全体に対してもちゃんとそれは申し開きのできることで すし、当たり前のことだと思うんです。

それと、低所得者に配慮した保険料になっていると副町長はおっしゃいましたが、今の5,200円の標準額の段階でも、低所得者といわれる、収入が80万円以下の人、その人たちは年間2万8,000円納めなきゃいけないんです。高額所得者といわれる、例えばですけど、町長の収入は年間1,000万あるわけですよ。

西澤博-議長 質疑は簡潔にお願いします。

今村議員 そういう人たちも最高額は第9段階で10万6,000円で済むわけです。これがどこに公平性があるんですか、所得に応じて。非常にこれは高額所得者には有利な逆進性のある、非常にひどい料金体系なんですよ。だからこそちゃんと所得の多い人に対しては多段階制にして料金も引き上げていくということが介護保険の保険料徴収の中でも公平なやり方じゃないですか。そう思いませんか。その辺は非常にこれが公平な料金体系で、低所得者に配慮したという考え方は非常に納得いかないのですけれども、再度それについて答弁を求めます。

副 町 長 議長。

西澤博一議長村西副町長。

副 町 長 今村さんの再々質疑にお答え申し上げたいと思います。

今、低所得者の問題については、9段階の中で設定をされていますが、当然ながらこれについては、算定時の資料等を見ていただいたらわかると思うんですけど、先ほど来、申し上げていますように、第1段階の人は0.5、基準が第5段階という1ですが、それ以上については1.7という形の中で所得段階でしている。しかも、低所得者につきまして、先ほど来ここで申し上げたように、今後、軽減措置等が法律改正の中で予定をされているということでございますので、それぞれの所得に合った中で応分の負担をしていくということを含めますと、やはり公平性が担保されているんではないかなという具合に思っております。

以上です。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する質疑を行わせていただきます。

まず、先ほどから議論されておりますとおり、第6期の3年間の介護保険料については、昨年3月、町から標準月額6,000円が提案され、議員提案で5,200円に決定をされました。先ほど、担当課長から説明がありましたが、介護保険法の担当者を集めた会議資料の中で、「介護保険制度は計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における介護保険料で補うことを原則としている」という見解というか、これが通達になっているようですが、述べられています。

また、「計画期間中に保険料収入が不足する事態となった場合には、財政安定化基金からの貸し付けおよび交付を活用することができるとなっているが、計画期間を見通して適切に給付費を見込んだ上で、それに応じた保険料を適切に設定することが前提であり、計画期間の初年度より財政安定化基金からの借り入れを行うことを予定することは本来想定していない」と書かれています。多分、これを根拠にして今回の提案をしたというのが答弁だったと思いますが、まず、お聞きをしたいのが、これまで日本の行政は通達行政でありましたが、通達が法的根拠を持つかどうかについては、いろいろ議論があります。法令とは別ですよ。

まず、お伺いしたいのは、通達が法的根拠になると判断をされているのかど うか、そのことをまずお聞きしたいと。

2つ目には、うちの町のように、この計画期間内に保険料を値上げしている 自治体がほかの自治体にもあるのかどうか。ほかの自治体にあるとすれば、そ この自治体は何を根拠にして、そういう保険料の値上げをされているのか説明 をお願いしたいと思います。

次に3点目は、予算が不足するというのであれば、これは解決していかなければならないと私も思います。そのためには、大いに議論をすればいいと思うんですが、その議論の前提としてまず、介護保険事業の今年度の収支の見通しを示していただきたいと思います。例えば、第6期介護保険料の説明資料では、今年度の標準給付推計額が5億5,842万4,000円となっているのですが、今、実際この数字がどうなっているのか、推計も含めてで結構ですが、まず足らないというわけですから、支出が幾らになっているのかの説明をお願いしたい。当然、今度は収入が幾らになるのか、見込みも含めて保険料収入、国費、県費の場合はその給付額に対して15.00%とか、在宅は20.00%でした

か、というふうに一定、定められていますが、それらも含めて収入全体が推計で幾らになるのか。結果として、差し引き幾らの不足分が推計されるのか。やはり、私も議論をしなければならないと思っていますから、議論の前提である資料の説明をお願いしたいと思います。

最後に4点目は、介護保険事業は地方自治法が改正されまして、それまで地方自治体が行う事務は、機関委任事務として一括されていましたが、地方自治法の改正により、地方自治体が行う事業が法定受託事務と自治事務の2つに区分をされましたが、この介護保険事業は法定受託事務になるのか、自治事務になるのかまず説明を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目。通達が法的根拠となるのか、どのように判断をしたのかということでございますけれども、先ほど今村議員のご質疑の中で申し上げましたとおり、介護保険法129条の中で3年間を見通した財政運営のということでございまして、今回、後ほど申し上げます県の財政安定化基金からの借り入れに際しまして、県からの指導として、まず保険料をその見合うものに改正すること、戻すことがまず原則であるという指導を受けました。そのことにより、介護保険法129条、またそれを具体的に示したものが通達だと思っておりますので、法的な根拠と判断をしたわけでございます。また、県の指導によるものでございます。

続きまして、計画内の値上げの自治体の有無でございますけれども、私どももそれを調べようと県に問い合わせましたけれども、県の方でもわからないということでございましたので、以上のようなことでございます。なお、いろいろと調べた中でも、よく似た自治体がございましたけれども、やはり、いろいろな観点から保険給付費に見合った保険料で、私の調べた限りでは決定されていたということでございます。

続きまして、収支の内訳でございますけれども、27年度の最終推計でございまして、ここでは1,000円までの数字で申しますと、歳出が5億5,99158,000円でございます。それに伴います歳入でございますけれども、5億5,21253,000500円。それを差し引きしますと、500円のマイナスということになりまして、今回、県の方に借り入れの申請をしておるところでございますが、先ほど申しましたように、まずこの借り入れを通すには、保険料を給付費に見合ったものに改正するものだと言われておるところで

ございます。

最後に、この介護保険運営事業が国の移譲かということでございますけれど も、介護保険法には保険者が介護保険を行うものとするとなっておりますので、 町がしていくものと思っております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員

まず、介護保険事業は自治事務なんですよね。今、課長がおっしゃったように、主体的に判断するということですから。法定受託事務と自治事務の違いはどこにあるのか。法定受託事務は、第1号と第2号がありまして、第1号は本来、国が行うべき事業を市町村が行うと。第2号は本来、県が行うべき事業を市町村がかわってやっているというのが法定受託事務です。自治事務というのは、今、申し上げた法定受託事務事業以外の事業で、自治体側が主体的に判断する事業なんです。ですから、これまで議論になっている、この保険料の設定や、また後で申し上げますが、一般会計からの繰り入れも含めて、これは本来的に市町村が主体的に判断をできる事業なんです。介護保険事業というのは、法の中ではそういう事業として位置づけられているという、まず基本的な認識が必要なんだと思いますが、そのことに対する見解をまず伺っておきます。

次には、これも今まで何度か申し上げてきましたが、行政は法定行為、法律に基づく行政行為ですから、何らかの法令や条例に基づいて執行されなければならないと思います。先ほど、通達がそれで、県の指導でそれをやっていると述べられましたが、この地方自治法に基づく、そういう指導はどうなるのかというのが国会で議論をされていまして、質問は、これはあくまでも自治事務である介護保険料の、例えば減免制度に対する国の3つの介入は何になるのかといえば、地方自治法第245条第1項の助言、あくまでも助言になると。県は助言はしてくるわけですが、先ほど申し上げましたように、これは自治事務ですから、これはうちの町が主体的に判断をする事務であると、ここをきっちりとしておく必要があるのではないかと思うんです。

次に何を申し上げたいかと思いますが、ほかの市町村の例もわからないということですが、これも周知のとおり、日本では憲法が法律の最上位法で、次いで法律、その次には自治体が制定する条例がそれに続くことになります。通達行政は法的根拠がないというのであれば、まず今回の値上げを提案する前に、うちの町の、先ほど課長も少し触れられましたが、介護保険条例の中でそういうことができるという、まず手続上、条例を定める必要があるのではないかと、

手続上ですよ。その手続がないのに、この提案はできないのではないのか。説明で言えば、まず条例の手続が、条例の制定が先ではないかと思いますが、お答えを求めます。

次には、予算不足を補う、七百何万というお話がありましたが、執行部、議会とも知恵を出さなければならないと思います。その1つとして、先ほど今村議員も述べられましたが、一般会計からの繰り入れができるのではないかというんですが、先ほど副町長もそれはできないとおっしゃられましたが、私が持っている資料は、平成16年度の国の会計検査院が行いました社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果についてという報告が出されています。これを読んでみます。「介護保険制度においては、介護保険特別会計で生じた不足分について、財政安定化基金の貸し付けを受けずに、市町村の一般会計からの繰入金で補うことは、社会保険制度の趣旨を損なうとして厚生労働省は市町村に助言を行っているが、しかし、この法定負担割合を超えて繰り入れを行っている市町村が、平成16年度で25市町村ある」と、国の会計検査院の調査結果でも出ています。さらに、利用料に対する一般会計からの繰り入れについては、これも先ほどご紹介した、2002年の段階で当時の公明党の坂口厚生労働大臣が、国がいう3つの原則を乗り越えてやっているところは、既にこの時点でもう100を超えていると国会で、これは国の機関が述べていることです。

ですから、今申し上げたとおり、自主的に判断して、そういうことをやろうと思えば、町民の負担を軽減するためにはできるとなっていますが、それを一貫して、先ほど副町長が否定されたわけですが、それはそれで結構ですが、もう一度、重ねて聞きますが、国もこう言っていますし、国会でもこう言っていますし、現実にそういうところもあるのに、どうして副町長が否定されるのか、明解な答弁を求めたいと思います。

次に、先ほど今村議員と議論になりましたが、現在、9段階になっているんですが、例えばこれを見てみますと、私は一番最上位もそうですが、第5段階と第6段階の間が40万なんです、そのゾーンが。第5段階が80万で、第6段階が120万ですから、その間が40万、第6段階と第7段階が190万ですから、この差が70万。第7段階と第8段階が100万。40万、70万、100万ときて、第9段階から上がなくて、この第9段階は住民税合計所得290万以上が第9段階になると。今はそうなっていますね。ここを例えば、第9段階や第8段階をこの第6段階と第5段階と同じような40万刻みにするとか、70万刻みにすれば、具体的にどうなのか。私が議論したいというのは、負担率の問題です。例えば、第9段階でいえば、極端なことを申し上げれば、

収入1,000万超える方でも町の提案で1万200円。合計所得が300万でも1万200円になると。これは不公平ではないかと。具体的な数字で申し上げます。いわゆる負担率の問題ですね。ここのところの工夫ができないのかということを提案しておきたいと思います。

先ほどの収入、支出は総論で七百何万という話がありました。ざっと見ると、 給付額の推計はほぼ変わらんのですね。今の課長からの答弁だと。いわゆる収 入、支出の推計額は変わっていませんから、その収入、支出については委員会 の方で資料の提出をお願いしたいと思います。その点は結構です。

以上です。

副 町 長 議長。

西澤博一議長村西副町長。

副 町 長 鈴木議員の質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私の方からは先ほどの一般会計からの繰り入れの是非等も含めた中で、 これは補正予算という形の中での1つの弾力条項という中で示されている、先 ほど今村議員にお答えしましたように、特別会計、それであるということが1 つの前提条件でもありますし、それから、当然ながらその事業をする、いわゆ る経営を維持する収入をもって充てるということで、それがあると、そこが前 提である。しかし、その前提の上で不足したものについては、これは繰り入れ ができるということでありますし、もう1つは先ほど出ました条例という話も 出ました。条例の中で定めておくということでございますが、これについては また議論もしていかんならん。なぜかというと、第7期、第8期、第9期と続 いてくる、そういった中で準備基金等がないという状況。第7期については、 このままでいくとかなりの保険料という部分も出てきます。そういう中で議論 もしていかんならん部分もありますが、ただ、現状の中で申し上げますと、や はり介護保険法という中で施行令なり含めて、その中で執行されていると。先 ほど、25の市町村が繰り入れをしていると、現実、25市町村があるかどう か私は知りませんが、私は調べていませんけど、25といいますと、全国で今、 千七百どんだけある市町村からいくと、1.数%であるかと思います。そういう 中で、あるのはあるとしても、しかし、ほとんどの市町村が、いわゆる3カ年 の計画をする中で、当然ながら、いわゆる諮問をしまして、答申をいただいた 中で議案として提案をさせていただいているんです。そのことを踏まえました 中で、やはり介護保険法のもとに私はしていくのが筋ではないかなという具合 に思っているところでございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤博-議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 私の方からは、先ほどの委員会での資料の提出のことについてでございます。 全協のときに鈴木議員からご指摘を受けました計画値と実績推計の部分の対 照の資料と収入に係る資料を提出させていただきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

以上です。

西澤博-議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。もう1回ええやろ。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。短くお願いします。

鈴木議員 要するに、800万弱の、例えば先ほどの課長の説明だと、それをどう捻出するかと、知恵をどう出すかということだと思うんですが。もう1回、言いますよ。一般会計からの繰り入れを禁じる法令上の根拠規定はないんです。根拠規定がありませんから、罰則や制裁もないんです。罰則や制裁もないんです。自治事務なんです。ですから、主体的に判断をできると。また、委員会でも言いますが、北海道では多くの自治体では、この一般会計から繰り入れているところで、いろいろ工夫をされて、全額かどうか知りませんが、これを補うための、こういう繰り入れをしているところもあるという資料もありますから、これは委員会で紹介したいと思います。私が申し上げたいのは、かたくなに一般会計からの繰り入れを否定することだけじゃなしに、足りないのであれば、ここは行政も議会も知恵を出し合って、その分を町民に負担をかけないように論議が必要ではないかということを提案していますので、その点、再度、町長の認識を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質疑にお答えいたします。

介護保険法のもとに行政としてはやっておりまして、平成26年度の監査委員さんから、しっかりと介護保険法に基づいた保険料を設定するように、これは要するに第5期に300円下げられました。それによることの借金が795万でしたか、それで昨年の監査公表でそのように述べていただいておりますし、そういう中でやはり行政はしっかりそういう形をやっていかなければならない。それと、議員が最初におっしゃいましたように、給付に見合う保険料をまず

設定していくのは当然なことなんです。第5期に300円、今度は第6期 に800円と、そういうふうにしたらどんどん、これ今、28年度にどうなる んかというたら 1,000 万を超えます。 29 年度にどんだけなるというたら、 1,500 万ほどになると、三千何百万ということになる。要するに、おっしゃったように国保も一緒なんです。法的以外のものを繰り入れてきたさかいに、各自治体が国保がパンクするということで県の一元化が図られるようになって、国が 3,400 億円の財源を 2 回に分けて 1,700 億円ずつ拠出しましょうと。それで、きちっと今度、県が財政については責任を持ちなさいよというような方向を出された。この介護保険も今まで議員から、これ、どうなんねやということを一般質問でも受けております。大変なことになりますよ。しかしながら、それにはしっかりしたルールをつくらなあかんのじゃないですかと。ただ、高いがな、下げよと、そういう形ではやはりこれはいけない。なぜかと言うたら、これからの高齢化社会をしっかり見据えた中の介護保険の設定をやっていかなければならない。このように思いますので、皆さん方のご理解をよろしくお願いいたします。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は文教民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第25号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩ということで、この時計で55分に再開したいと思いますので、よ ろしくお願いします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時55分 再開)

西澤博一議長再開します。

日程第21、議第26号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から日程第22、 議第27号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および 運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第26号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案および議第27号豊郷町指定 地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回、厚生労働省令の中で指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成28年4月に施行されることから、当町の条例もあわせて改正する必要が出てきたため、今回、一部改正を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。 質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博-議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第26号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議第27号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第26号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議第27号豊郷

町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第23、議第28号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第28号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

スポーツ推進委員の報酬で、現行の条例におきましては年額2万2,000円を日額5,500円とするため、条例の一部を改正するものです。近年、町民においてもスポーツ愛好や健康志向により、運動機会が増大したため、スポーツ推進員の活動の場が広がっています。推進員の報酬については、県下市町の報酬と比べ低い状況であります。また、近年では活動実績により日額で支給している市町が増えているところもあります。

以上のことから、今回、自主的な活動実績に基づく報酬額とするため条例の 一部を改正するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

河合議員 議長。

西澤博-議長 11番、河合議員。

河合議員 それでは、議第28号の費用弁償に関して一言だけ質疑をします。

今、町長が説明されました、現在は年間で2万2,000円ですね。それを日額にかえるという根拠は何か。現在で年に何回ぐらい今までスポーツ推進員の方に要請があったのか。また、定数が現在、何名おられるのか。推進員さんに要請があって出ている方が、これでは少ないんじゃないかと。今、日額で簡単に計算しても、年4回で5,500円の報酬が出たら、この2万2,000円になりますわな。これ以上出ているから、我々はちょっと低いんじゃないかと、ちょっと上げてもらえんかというような話があったのか。それと、今、定数が何名か知らんけども、その定数の全員の名前を公表してください。ちょっとお願いします。

社会教育課長 議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 河合議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、定数は7名です。現在、7名の方で活動をしていただいています。お 名前ということです。野村早苗さん、久木眞由美さん、戸田光一さん、楠田秀 樹さん、槇吉友さん、加藤嘉昭さん、山田毅さん、以上7名です。

活動の内容ということでありますけれども、年間の活動の中で定例会というのを1カ月に1度もっていただいています。それが4月から3月までということになります。それ以外に、県の方で実施されている研修会あるいは地域の犬上郡の大会協力要請あるいは県の委員の選出というような形で出ていただいていまして、多い方で合計の回数が19回、少ない方でも12回ということで、現在、事務局の方で把握している回数ということです。

以上です。

河合議員 議長。

河合議員

西澤博-議長 11番、河合議員。

課長、私は出てもらえる人は町のために、スポーツ振興のためにやってくれ ていると思うとるんやけど、回数はどう、金額みたいな話で、今、名簿を聞い ていると、アザックの方も何人か含まれていますわな、理事の役員の方も。ス ポーツ推進員の中で主にアザックからの要請も大半にあると思います、町に対 して、スポーツセンターの要請を町に対して。そのときに、私は理事と役員さ んは報酬は無報酬か何円の金をもろうとるか知りませんけども、アザックの方 からね。知りませんけども、その方がアザックの要請で万が一、豊郷町のスポ ーツ推進員で行った場合に、これ日額5,500円は支払われますわな。ちょっ と私は重複しているんやないかなと思うんやけども、その点はどうお考えです か。万が一、アザックから年額でたとえお気持ちでももろうてるんだったら、 アザックの要請でスポーツ振興のために、町でもいろいろありますわな、スポ ーツ大会とか。そういうときにはこのスポーツ推進員さんは必ず出席している と思われますので、そのときにはアザックで出てきているのか、町の日額に応 じて出てきているのか、その点はどうですか。町長、現実にその方たちが、今、 名前を聞いていると半分ぐらいおったかなと思うんです、このアザックの役員 さんの中に。その点はどうですか。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 河合議員さんの再質疑にお答えいたします。

前は、このスポーツ指導員さんという名前で設置させていただいて、それが

スポーツ推進員さんという形になりました。これは、要するに社会教育課の配下になりますから、浅居課長の配下になりますから、アザックの人であれ、どれであれ、社会教育課の中で活動するときに費用を払っていくということになりますので、そこはしっかり分けていくということであります。

アザックが使われるのは勝手ですけれども、町の、要するに社会体育で活動やら会議を持つとかいう形の中で来てもらう、そして、町の社会教育に来ている案内状で、その指導員、誰々をやらすというときは、それは町の方になります。そういった形になりますから、さっき十何回と言いましたけど、ただそれが出ているという形になりますので、もっときちっと整理した中で支給をやっていかなければならない、このように思っておりますので、その点ご理解はいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 今の議論を聞いてちょっと思ったんですけど、スポーツ推進員7名の方、どうも対象がお若い方ばっかりのような気がするんですが、選定の基準というのは、例えば高齢者スポーツとかグラウンドゴルフとかいろいろありますから。町長がおっしゃったように社会教育課の所管の事業だとすれば、それはなおさら、やっぱり幅広いスポーツ推進員が必要だと思うんですが、7名のスポーツ推進員さんはどういう基準で、どういう選考をされておられるのか。その中で例えば、高齢者スポーツを推進するような指導員さんがおられるのかどうか説明を。

社会教育課長 議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員さんの質疑にお答え申し上げます。

スポーツ推進員というものにつきましては、スポーツに志のある方、あるいはスポ少の指導員、そうした形の中での選出ということも含めまして、私どもが委嘱させていただいているんですけれども、その中で誰がどの担当というようなことは決まっていませんが、少なくとも今、豊郷町が求める健康志向ということも含めまして、子どもからお年寄りまでのスポーツの推進あるいは振興ということでの対応という形で、県の方に研修に行っていただいたり、技術指導を学んでいただいたりとかということで行っているということであります。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 もう一度お尋ねしますけど、そのスポーツ推進員を選出する要項というか要領というか、当然あるはずですよね。まさか主体的に課長が選出されているわけではないと思うんですが、まず、その推進員を選考する要領があるのかどうか。私が先ほどお聞きしたのは、社会教育課の所掌であればなおさら、お聞きをした段階では若い方が中心だったような気がしますので、生涯体育というのであれば、ちゃんと高齢者の方の推進員がおられるのかどうかをお聞きしたんですが、いいですか質問は。

社会教育課長 議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再質疑にお答えをします。

まず、若い人であってということで、高齢者を担当する者がいるのかどうかというお問い合わせ。

鈴木議員 高齢者のスポーツ推進員はいるのかと聞いているんです。

社会教育課長 高齢者という限定でのスポーツ推進員はいません。全員が、先ほども申し上 げましたように、子どもからお年寄りまでを対応できるように技術の研鑽をす るということで研修をしていただいているということであります。

河合議員 議長よろしいか。

西澤博一議長はい。

河合議員 先ほどのアザックの名簿とアザックの、町に検討してもらいたいんやけど。 アザックの先ほどのメンバーの名簿と今の推進員さんの名簿を委員会に提出し て欲しい。

西澤博一議長 資料の提供。

社会教育課長 資料を整えまして、委員会に提出させていただこうと思います。

鈴木議員 課長、選考要領があるのかどうか聞いてるやん。

社会教育課長 済みません。選考要領につきましては、ありません。要綱につきましては、 豊郷スポーツ推進員に関する規則ということで定められております。これにつ きましては、スポーツ基本法に基づいてということでの設置を義務づけられた ものであります。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木議員。再々質疑です。

鈴木議員 選考要領がないというのは、それは重大な答弁ですよ。だから、恣意的に社会教育課長が選ぶことができるわけでしょ。それは、あまりにもひどいじゃないですか。これは絶対つくるべきだと。本当にないのかどうか。これは、教育長にお答えしていただきたいと思います。一度、社会教育課長に答弁を求めて、

教育長にお尋ねしたいのは、やはり、社会教育課の所掌であれば、やはり高齢者も対象にした、そういうスポーツ計画を。私は一度、スポーツ事業の推進を一般質問させていただいたことがありますけども、やはりそういう計画を再検討していただきたいと思いますが、これは教育長に答弁を求めます。あるのかどうかは、先に課長の方から。

社会教育課長 議長。

西澤博-議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再々質疑にお答え申し上げます。

基準につきましては、もう一度確認をさせていただきます。申しわけありません。委員会の中で報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

町民さんのスポーツ推進にかかわりましては、幼児からお年寄りまでと、このように考えています。そして、スポーツ推進計画というものができ上がりましたし、それに基づいて少しずつ高齢者も含めてやっていこうというようなことを考えています。若干、推進員の名前も出していただきましたけれども、案外、年配の方もおられると。もう50代というとどうなるんですか、そこらあたりもおられますので、町民さんの健康をまず考えてというような形で今、取り組んでいただいているところです。大事なことやと思っております。

西澤博-議長 ほか質疑はありますか。

河合議員 ちょっと追加でな。今、名簿で、名簿提出してもらえるということなんで、 そのスポーツ推進員さんの任期があるんやけど、今の現時点で、今の現状の推 進員さんは何回、何年やっているか、それもついでに加えておいてください。

西澤博-議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第28号豊郷町特別職の職員で非常勤の ものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は文教民生常 任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第28号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例案は文教民生常任委員会に付託すること に決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第24、議第29号豊郷町ふるさと応援寄附条例案を議題といたします。 町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第29号豊郷町ふるさと応援寄附条例案についてご説明申し上げます。

本条例は、ふるさと納税制度の活用により、広く寄附を募り、その寄附金を 財源として、子育て応援事業等の地方創生、豊郷町のまちづくり推進に必要な 事業を効果的に行っていくため、豊郷町ふるさと応援寄附条例を制定するもの であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 議第29号豊郷町ふるさと応援寄附条例案につきまして、先ほど町長から提案説明がありましたが、このふるさと応援寄附条例、これの第2条の方で事業の区分とあるんですが、第10条のところで基金の処分、「町長は、基金の設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる」と。先ほど、第2条の5つの事業という形で、それにこの基金を充当するとあるんですが、町の新年度予算の概要からいくと、ふるさと応援寄附基金費という形で、事業費341万、ここに寄附金が250万を想定して一般財源を91万となっているんですけれども、この事業というのは具体的に町は新年度予算にも予算計上されているんですが、この1、2、3、4、5はどういう事業で、どういうふうにこの予算としては使っていこうと考えているのか、中身を具体的に説明していただけますでしょうか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

今回のふるさと応援寄附条例につきましては、当然、初年度でございますので、1年間については積み立てをまずは行っていきたいと考えております。それで、第2条のところの1から5でございますが、これにつきましては、寄附

者の方からどういった目的かということについては申し込みの段階で選んでいただくという形になろうかと思います。

それで、支出になりますが、今現在、その基金といいますかお金で何の事業に充てるかというのは決めておりません。まだ、金額も定まっておりませんので、今後、基金がありまして、それの使い方についてはそれぞれ1号から5号に該当する事業について充当していくということで、その事業内容につきましては、当然、補正予算なり、予算化していくことになりますので、その段階でこの事業についてはこの号に充当しますということで予算計上をしてまいりたいと考えおりますので、よろしくお願いいたします。

それと、先の全員協議会の中で今村議員の方から応援寄附条例の対象者のご 質問がございまして、現在、税控除扱いがされておりますので、町外の方と町 内の方も対象になりますので、全ての方がこの応援寄附の該当者ということに なりますので、その点もよろしくお願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 このふるさと納税の寄附金の条例化なんですけれども、近くでもやっていますけど、例えば1万円の寄附金をした場合に、全国的にはいろんな特産品とかその地域をPRするみたいなやつを、滋賀県でも肉とかお米とかいろいろやっていますけど、うちの場合はふるさと納税で寄附された方には、どういうお返

しを、金額的にどれぐらいのものとか。甲良ではお米がなくなったとか、ほかのところから取り寄せたとか、町内の生産者では足りなかったとかいろんな話を聞きましたけれども、やはり、この制度を町が取り入れて、どういうふうにこれを具体化していくのかというのは、条例だけでは全然わからないので。これを条例化するに当たっては、別途、規則とかつくっていくわけですから、今の時点でどんなふうに運用していこうと考えているのか説明をしてください。

総務企画課長議長。

西澤博-議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回のこの条例でございますが、当然、寄附していただきますと、返礼品という形で、どの団体もされております。大ざっぱではございますが、大体30%から40%ぐらいの返礼がされているというような感じがとれます。それで、本町もそういったことは当然行っていきたいと考えております。

この条例につきましても、すぐそういった形でまずは返礼品をどうするのか ということを決めていく必要がありますので、豊郷町をPRする上では物産な り、豊郷でつくっているものを主に考えたいと思っておりますが、これからの作業としてはまず、町内にそういう業者さんがおられるかどうか。おられた場合については、出していただくことが可能なのかどうかという、公募まではいきませんが、そういったことを調査して、そういった方から聞き取りをさせていただきたい。それと、当然、返礼品の商品を買うわけでございますので、その辺の金額的な問題も協議をする必要がございます。そういったものが一定できた段階で、パンフレットをする必要がございますし、ホームページに掲載しますので、そういった金額に応じた内容の返礼品というのを考えていく必要がございますので、それに要する期間が約半年ぐらいかかるのかなという思いでいます。ですから、それができた段階でこの寄附の条例を広く広めたいということで、半年後ぐらいを予定しております。それまでは事務的なことでと考えております。

それと、今回、当初予算で経費を上げておりますが、当初予算でこれのための計上している部分については、これは返礼品を含めての事務費も含めた費用を計上しているものです。原則的に、返礼品についてはこの基金から使うことはできませんので、当然、一般財源等から支出をするということになりますので、そういう予算計上をさせていただいておりますので、当初予算ではそれぞれ150万、250万、400万の寄附の金額を見込んでおりますが、今後によりまして、寄附の金額が増えた場合については、返礼品等の事務経費も増えてくると考えておりますので、そのときには補正予算の計上で対応してまいりたいと考えております。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第29号豊郷町ふるさと応援寄附条例案 は総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議あり ませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第29号豊郷町ふるさと応援寄附条例案は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第25、議第30号機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第30号機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明申 し上げます。

本条例案は、豊郷町課設置条例の一部改正が主な内容でございます。これまで本町の機構、課の設置につきましては、複雑多岐にわたる行政課題や地域主権改革による基礎自治体への権限委譲に対応するため、また住民要望や行政事業に対応し、行政目的達成のための施策や各種の住民サービスの提供、生活環境等の変化に対応した行政組織の機能運用を図ってまいりました。

今回の改正内容は、現在の総務企画課を総務課と企画課振興課に分離し、地域整備課を地域整備課と上下水道課に分離するものであります。総務企画課につきましては、先月に策定いたしました豊郷町まち・ひと・しごと創生ビジョン、総合戦略におきます今後の新たな各事業の取り組みと事業推進の強化、電算システムにおきます6町クラウドへの移行準備等の企画部門の強化を目的に、地域整備課につきましては、簡易水道事業および下水道事業の地方公営企業法の適用化を受け、平成29年度からの公営企業化への準備と事業推進を目的に本条例の一部を改正するものであります。

また、本改正に基づきまして、豊郷町特別職報酬等審議会条例、豊郷町町有林管理委員会条例、豊郷町総合開発審議会設置条例、豊郷町都市計画審議会条例、豊郷町下水道事業審議会条例、豊郷町簡易水道事業審議会条例の各条例におきまして庶務を処理する課名を改めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 議第30号機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして質疑を行います。

今回のこの機構改革の課設置条例の一部改正では、総務企画課が総務課と企画振興課、そして地域整備課を地域整備課と上下水道課に分割をするということなんですが、全協でも説明をお聞きしましたが、現況の総務企画課、1から10の業務、これを分割して総務課と企画振興課にするということは、現行の総務企画課では、この職務ができないという形で提案されていると思うんで

すが、どうして従来の総務企画課でこの業務1から10までができないのか、 そのことを具体的にできないという中身を説明していただきたいと思います。

それから、地域整備課も簡易水道事業と下水道事業、特に簡易水道事業が公営企業化するというのは、もう以前からわかっていることですけれども、これも2課に分けるというのが、あまり理解ができないんですが、地域整備課の中で道路建設、土地改良、上下水道事業というのが、豊郷町の県下で一番面積の小さい7.8平方キロメートル、そういう自治体で分けなきゃいけないというのがわからないんですけど、課長お二人にするよりも、職員を増やして充実するというならまだわかるんですけど、その説明ももう一度。なぜ、ここを2つに分けて、新年度、課長を設置してやっていくのかということ、両方で説明を求めます。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、現在の総務企画課の分離でございますが、仕事ができる、できないということではなく、今後、特に強化をしていくということが大事でございますし、組織的には今後の人材育成なり、また今後、世代交代が生まれてまいりますので、そういった今後の対応を含めて、今現在、分離し、それぞれが充実した仕事に取り組む方がいいのではないかという1つの考え方であります。

それと、地域整備課の上下水道課との分離につきましては、現在の水道、下水等につきましては、地方自治法によって行っておりますが、今後については、公営企業法という中でする業務になります。そういったことで、それも分離をして明確にしていく方が、今後の会計処理等を含めた場合、当然、必要な措置ではないかなということから、今回、この機構改革ということで上げさせていただいたということでございます。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。

今村議員 総務企画課の今後、強化していく重点施策とか企画、立案とかそういうのを やっていくとかいうお話ですけど、豊郷はどっちかと言うと、逆三角形になっ ていて、管理職の方が多いんですよね、割と。職員より管理職が多いような町 になっているのに、さらに管理職を増やして、町長、副町長もいるんですよ。 そういう人たちがいるのに、また課を分けて。本来でしたら職員が、それぞれ の課員を増やして、動く人を増やすというのなら、まだ将来的には仕事を覚え てもらえるし、企画、立案のいろんな勉強もしてもらえるしと思うんですけど、 豊郷みたいな小規模な自治体で管理職ばかり増やすという考え方自体が、私にはちょっと理解ができないんですけれども、この2課について分けて、職員も課員も増えるんですか、2つに分けて。課長をつくれば、課長補佐がいるじゃないですか。そうなるとまた、4人、管理職が増えるわけじゃないですか。でも、豊郷は一時期ずっと職員採用をしない時期があったから、今の管理職の皆さんもこれからぐっと若返りをするわけですけれども、非常に何かこのやり方を見ていると疑問に思うんですけれども、豊郷の職員構成のあり方としても。私は保健福祉課なんかもっと職員を配置しなきゃいけないといつも思っていますけれども、なかなか増えませんよね。増えないのに、こういう総務企画課とかそういうとこら辺はこうやって分けて、またやっていくというのが、ちょっと理解ができないんですけれども、仕事が多岐にわたるといっても、職員の専門を伸ばしていけば、管理職をそこまで増やさなくても、うちの町の規模でしたら十分対応ができるんじゃないかと思うんですけれども、その点については、町長でも副町長でも結構ですけど、この機構改革はどういう趣旨でやっているのか説明してください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの質疑にお答えいたします。

今回は、総務課と企画振興課に分けるということは、これは全協でもお話ししましたように、6町クラウドにしていく、いかにして6町が連携しながら進めていくかということもありますし、また、県と町、そしてまた近隣の市町との連携を強化していく、これをいかに行政コストを下げていくかという問題もございますので、そこでそういう形にさせていただきました。

それと、地域整備課を2課に分けると、もともと課は分かれておりますので、 知っておられると思うんですが、課長が増えるわけでもありませんので、そこ らご理解いただきたいと思います。

今村議員 議長。

西澤博-議長 12番、今村議員。再々質疑です。

今村議員 町長のおっしゃったとおり、地域整備課と上下水道課長は2人いますね。済みません。

その行政課題というて、今、国が言うてる中でそういう広域クラウドの問題とか、行政経費の削減というのが出てきているんですけども、私は国の言うてる中身を見ていると、うちの町はこういうのを分けてやっていく必要は、私はないと思うんです。6町クラウドだって、うちは後で入っていくわけじゃない

ですか。今の時点でもう事前に計画された中で、ある程度の土壌ができた中で入っていくわけですし、行政経費の削減というのが今、安倍政権の地方行革の1つの大きなテーマになっていますけれども、豊郷においてこういう機構改革というのは、国のそういった要求だけじゃなくて、地域の中で本当にやっていける、行政実務ができる設置をしていかなければいけないと思うんですけれども、総務企画課を総務課と企画振興課に分けて、この企画振興課というのは、町長のおっしゃり方で言えば、国の言うてるそういう行財政削減のそういったことを重点的にやっていくように聞こえてしまいますけど、私はそんなことは豊郷は豊郷独自の行政を、地方分権でやっていって当たり前なんやから、そんなことまで国のことを念頭においてやる必要はないと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

西澤博-議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質疑にお答えいたします。

国が言うたからするものじゃありません。やはり、豊郷町が今どういう状況に置かれているか、その中で進めていくのであります。そして、先駆けて豊郷町は1町でクラウドをしました。それによって削減もできましたけれども、その期間がやっぱり5年間あるということで、その経費を削減した中で、さらに30年から6町でやった方が得だということで、6町の方に移行するんですから、その状況の中にしっかりと軸足を置いて行政運営をさせていただいておりますので、国が言うたからするもんじゃありませんので、それだけご理解いただきたいと思います。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長鈴木議員。

鈴木議員 議第30号機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案、1点だけお伺い いたします。

この課の設置の変更に伴う関係条例の掌握のところの変更の一部改正が提案されているんですが、これに伴う規則とか要綱とかの変更、総務企画課を企画振興課と総務課に分けるという場合に、ちょっとまだみんな見ていませんが、財務規則では財政は総務企画課が担当するとなっていると思いますし、それから、今度は企画振興課の方に新しく、3番目の公聴に関すること、4点目、調査に関すること、それから電子計算組織に関すること、入札に関することというのは、これは新規になりますから、当然これは処務規則の変更をしなければ

ならないと思いますが、この課の変更に伴って、変更しなければならないとか、 必要とされる規則、要綱等がどれぐらいあるのか、ちょっと説明をお願いした いと思います。まだ、私もみんな見ていません。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

当然、条例改正に伴いまして、今後、規則の改正を行うということになります。それで、先ほど言われましたように、処務規則の改正は当然ありますし、財務規則の改正も行う必要があります。それ以外には、例えば設置条例とか、いろんな条例があると思いますが、そういったところで出てくる場合については規則改正をしていく必要がございますので、現在、一部検討には入っておりますけども、本条例が通った後に規則の方、4月1日に公布をするということで準備の方を進めていきたいと考えております。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第30号機構改革に伴う関係条例の整理 に関する条例案は総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、こ れにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第30号機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26、議第31号豊郷町地域の元気基金条例を廃止する条例案を議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第31号豊郷町地域の元気基金条例を廃止する条例案についてご説明申し 上げます。

> 平成25年に施行されました豊郷町地域の元気基金ですが、平成25年度の 国の補正予算により措置されました、地域の元気交付金を原資として積み立て

た基金です。平成25年度は地域の元気交付金の全金額を基金として積み立て、 平成26年度に実施しました、地方単独事業である豊郷町民体育館改修事業に、 基金に積み立てた金額を取り崩し、事業を実施したものです。今後、この基金 に積み立てを行う必要がなくなりましたので、本基金を廃止するものでありま す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第31号豊郷町地域の元気基金条例を廃止する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立であります。

よって、議第31号豊郷町地域の元気基金条例を廃止する条例案は、原案ど おり可決されました。

日程第27、議第32号豊郷町火葬場の設置および管理に関する条例を廃止 する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第32号豊郷町火葬場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案に ついてご説明申し上げます。

豊郷町火葬場は、昭和53年11月に竣工し、昭和60年4月まで使用してまいりましたが、広域斎場紫雲苑が供用開始されたことにより休止状態であり、老朽化し、周辺環境も好ましくなく、解体工事に着手し、この工事が完了しましたことから、設置および管理に関する条例を廃止するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第32号豊郷町火葬場の設置および管理に関する条例を廃止する 条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博-議長 全員起立であります。

よって、議第32号豊郷町火葬場の設置および管理に関する条例を廃止する 条例案は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩に入りたいと思います。 1 時より再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時46分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

西澤博一議長再開します。

日程第28、議第33号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から議第37号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 議第33号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)および議第34 号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)から議 第37号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)までの 各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第33号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,564万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を39億9,937万7,000円とするものでございます。

歳入では、町税120万円、地方交付税228万2,000円を追加し、使用料及び手数料15万6,000円、国庫支出金1,370万9,000円、県支出金526万2,000円、財産収入1,695万円、繰入金2億4,193万3,000円、諸収入111万9,000円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費279万2,000円、総務費470万6,000円、 民生費1,627万8,000円、衛生費616万5,000円、労働費8,000 円、農林水産業費130万1,000円、商工費46万3,000円、土木費1 億3,417万円、消防費2,258万2,000円、教育費8,718 万2,000円を減額するものであります。

議第34号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万2,000円を追加 し、歳入歳出総額を10億8,346万3,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金765万1,000円、財産収入1万4,000円、繰入金636万5,000円、諸収入45万円を追加し、県支出金186万円、共同事業交付金899万8,000円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費 5 7 万 1,000円、保険給付費 4 8 6 万 5,000円、 共同事業拠出金 7 万 2,000円、基金積立金 1 万 4,000円、諸支出金 5 7 万円を追加し、保健事業費 2 4 7 万円を減額するものであります。

議第35号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,008万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億55万9,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金128万6,000円、国庫支出金671 万6,000円、繰入金1,208万3,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費1,167万9,000円を追加し、簡易水道事業費3,176万4,000円を減額するものであります。

議第36号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万7,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額を3億5,677万8,000円とするものでございま す。

歳入では、国庫支出金290万6,000円、繰入金165万1,000円を 減額するものであります。 歳出では、総務費80万円を追加し、下水道事業費535万7,000円を減額するものであります。

議第37号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を減額し、 歳入歳出予算総額を5億9,826万1,000円とするものでございます。

歳入では、保険料20万3,000円、国庫支出金32万円、支払基金交付金8万3,000円、県支出金15万9,000円、繰入金15万9,000円を減額するものであります。

歳出では、地域支援事業費92万4,000円を減額するものであります。 以上、議第33号から議第37号まで一括して説明を申し上げましたので、 ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

西澤博-議長 これより質疑を行います。質疑は簡潔にお願いいたします。 質疑はありませんか。

今村議員 議長。12番。

西澤博-議長 今村議員。

今村議員 まず、議第33号平成27年度豊郷町一般会計補正予算で、8ページの歳入のところですけれども、款9の地方交付税で、普通交付税が増額補正、228万2,000円ということで、地方交付税の額が14億4,215万7,000円という予算になっているんですけれども、今回、普通交付税が228万2,000円増えた理由と、この総額14億4,215万7,000円の今の予算の内訳の中で、普通交付税と特別交付税の予算の額は幾らになっているのかちょっと説明してください。

それと、その下の款12の使用料及び手数料のところで、民生費使用料ということで、隣保館デイサービス利用料、また隣保館施設使用料、ともに8万2,000円と7万4,000円の減額になっておりますが、この減額になった理由として、具体的に人数とか使用内容がどう減ったのか説明をお願いいたします。

それから、続いて議第34号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、7ページの歳入の関係で、項2の県補助金、目2の財政調整交付金の中の特別調整交付金が247万円減額になっておりますが、この減額に至った具体的な理由は何か説明してください。

また、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2の保険財政共同安定 化事業交付金が、1,397万4,000円減額になっておりますが、これにつ いても減額理由を説明してください。

そして、8ページの方に移りまして、款9繰入金の項2の基金繰入金、目1の国民健康保険運用基金繰入金のところで増額補正をされて、1,636万6,000円が繰入金の金額に上がっておりますが、今回の増額をした後の今の運用基金現在高は幾らか説明をしてください。34号は以上です。

次は、議第37号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)で、5ページの歳入のところですけれども、款1、項1、目1第1号被保険者保険料ということで、現年度特別徴収保険料が18万3,000円の減、また、現年度普通徴収保険料が2万円の減とあるんですけれども、この補正予算を出した時点での特別徴収の現年度の人数を説明していただきたいのと、現年度の普通徴収の人数は月に1万5,000円以下の年金受給者に対しては普通徴収になるという分の人数があるのと、それから、年金から融資を受けた方は普通徴収になるという規定があるんですが、その方はこの時点で何人いらっしゃるのか。この減額になったそれぞれの理由も含めて説明をしてください。

それから、7ページと8ページにわたるんですが、歳出のところで、款2、項1、目5の施設介護サービス給付費の中で、施設介護サービス給付費が今回477万1,000円の減となっております。これは、施設介護ですから、どこの施設でどういう状況で減額になっているのか説明をお願いいたします。

そして、8ページの方では、項6の特定入所者介護サービス等費の中の目1 特定入所者介護サービス費というところで、ここは増額になっているんです、 補正が。この特定入所者介護サービス費が476万1,000円の増額になって おりますが、これはどこの施設で、人数的にどういった人たちでこれは増額に なっているのか、これもちょっと説明をお願いいたします。

以上です。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

一般会計の補正予算の8ページの款9地方交付税のご質疑でございますが、まず、今回の228万2,000円の増額につきましては、28年1月26日に交付決定をいただいた金額が228万2,000円ということで、普通交付税の増額をさせていただくものでございます。

地方交付税につきましては、この普通交付税は4月、6月、9月、11月の4回交付されます。それと、1月に追加という形で、これは調整分という形で交付があるわけですが、これはないときもあるかもわかりませんが、今回そうい

ったことで228万2,000円という交付決定があったということでございます。

それで、今回、補正を含めまして交付税は14億4,215万7,000円ということでございますが、このうち普通交付税につきましては、11億6,615万7,000円という金額でございます。現在のところ、普通交付税は全て完了という考え方をしておりますので、今言いました11億6,615万7,000円が27年度の実績額というように考えております。

それと、特別交付税につきましては、普通交付税と合わせまして100%のうち、特交が6%相当分ございますが、これにつきましては、通年と同じく3月20日ごろに多分、県の方から交付決定の通知があるという状況でございますので、現状の金額については出ておりません。ちなみに、26年度の特別交付税の実績額は3億8,443万4,000円でございましたので、これ以上になるということは考えにくい状況でございますので、これが幾らか特別交付税で減額されてくるのではないかなというように考えております。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の一般会計に関する質問についてお答えいたします。

8ページの民生費の使用料のデイサービス使用料と隣保館使用料の減額の理由につきましてご報告させていただきます。隣保館デイサービス利用、ふれあい教室を行っておりまして、お年寄りの方がこれを利用して隣保館で事業を行っておりますけれども、当初40名を予定しておりましたけれども、ご病気とかいろんな形で参加人数が少なくなってきておりまして、その分の減額が8万2,000円という形で減額、人数の減による減額ということになります。

それから、6番目の隣保館使用料につきましては、当初予定しておりました アザックとよさとの方がヨガ教室で隣保館を使用するという予定でしたけれど も、アザックの体育館の方でこれを行うということになりましたので、その分 を減額させていただきました。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方からまず、国保特会の7ページの特別調整交付金の減額理 由から申し上げたいと存じます。

まず、特別調整交付金の減額につきまして、247万円の減額、これにつきましては、保険事業の当該補助金はほぼ10分の10の対象となっておりまし

て、その部分、事業の減額によりまして、この補助金も減額されたというもの でございます。

また、続きまして保険財政共同安定化事業交付金の減額につきましては、過去3年間の交付金の平均の伸び率での計算ということになりまして、このもとになりますのは、以前は20万円から80万円のレセプトに対する実績のもとに計算されておった交付金でございますので、その過去の交付金の実績が減額されたということから各市町への交付金額が決定されたことから減額をしたものでございます。

続きまして、8ページの基金繰入金のところでございます。これにつきましては、給付費の伸びから財源不足になりましたことから、その財源の不足分720万5,000円を増額補正したところでございまして、基金残高でございますけれども、現在の基金残高としては、この補正を通していただきまして、2,500万になる予定でございます。

続きまして、介護保険でございます。保険料の減額理由につきましては、まず地域支援事業費の減額によるものの部分の22%による保険料の部分の減額によるものでございまして、特徴人数、普徴人数につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた報告をさせていただきたいと、委員会での報告ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

また、年金の方の普徴人数ということでございましたけれども、年金の関係の方が何人おられるのかということにつきましては、ちょっと把握をしておりませんので、ご了承のほどお願いをしたいと思います。

続きまして、介護保険の出の方に移らせていただきます。

施設介護サービス給付費の47751,000円の減額の内容でございますが、これにつきましてはまず、特養、老健、療養と3施設がございますが、その中で老健施設と呼ばれるところが当初の計画よりも3件減ったというとこら辺が大きな減額理由ではないかのかなと考えておりまして、現在まで1億4,100万程度の給付費を見ておりまして、推計でいきますと、1億8,800万の今年度推計になることから、計画値の1億9,300万からの減額をさせていただいたということでございます。

最後に、8ページでございます。特定入所者介護サービス費の増額476万1,000円の増額分につきましては、低所得者の方に対するサービス費の食費、居住費等の限度額が設定されています。その超える部分についての現物給付ということになりますけれども、これにつきましては、昨年実績で808件

の実績がございましたが、今年度、推計で見ますと974件の推計ということで、まだ476万1,000円分、当初から見ますと計画の足らない部分が出ましたので、その分を増額補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 議第34号の国民健康保険事業特別会計補正予算のところの7ページの保険 財政共同安定化事業交付金の減額理由が、よく聞き取れなかったんですけ ど、20万から80万の3年間の保険料の平均という話は、交付金額が減って、 その対象の人たちの金額が減ったのか、意味がちょっとわかりにくかったので、 もう一度ゆっくり説明してくれませんか。

> それと、国民健康保険運用基金繰入金が、基金残高が2,500万になるという話で、今、予算はなっているんですけれども、基金を今回720万5,000 円繰り入れる主な理由は何なのか説明をしてください。

> 次に、議第37号の方ですけれども、歳入で特徴の人と普通徴収の人との人数構成をお願いしたんですけれども、普通徴収保険料の年金の方の人数は把握できないということを今、課長がおっしゃったんですが、この保険料徴収は介護保険の担当の方から本人には徴収切符が行っているんじゃないかと思うんですが、これには年金以外の方も、前もおっしゃっていたけど、障害者の関係もあるとかおっしゃっていたこともあったんですけれども、人数が把握できないという理由がよくわからないんですけれども、どうして把握できないのか、ちょっともう一遍説明してくれませんか。

それと、歳出で施設介護サービス給付費、老健施設での利用が減ったということですけれども、老健施設での利用が3件減ったという話は、利用されていた件数の人たちは老健以外の施設に収容されたわけですか。それとも、在宅に戻ったわけですか。どういうことで減ったのかを説明してください。

そして、特定入所者介護サービス費、これは施設での食事代やいろいろ入所の経費や低所得者向けの軽減を受けられるという974件というのは、総件数なんですけれども、これは今、豊郷ではどこの施設で、この対象になる人たちは何人ぐらい、この会計に特定入所者介護サービス費という形で出ている人たちは何人いらっしゃるのか説明を願います。

医療保険課長 議長。

西澤博-議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、共同事業交付金の説明につきましては、私の方から再度説明をさせていただきます。共同事業交付金と申しますのは、20万円から80万円までの医療費のかかった方々の医療費を、例えば小さな町でその医療費が高くなってまいりますと、負担が大きくなりますので、県下全体で一度、寄せ集めまして、また負担の高いところからは低いところからの持ち出し、また、低いところは高いところへの持ち出しというような形のバランスをとっておるということで、まずは過去3年間の交付金をいただいているその伸び率等の計算式で当初は交付金が示されるわけでございますけれども、実績等を勘案いたしまして、変更で通知があったものがこれだけの部分で下げられたということでございます。ということから、基金を繰り入れた理由につきましては、こういう当て込んでおりました部分の交付金が下がった部分も1つの要因と、また給付費とのバランスの部分だと考えておるところでございます。

続きまして、介護保険の保険料徴収の通帳引き落としの件でございます。先ほど申しわけございません。私の聞き誤りでございました。通帳引き落としの方の件数につきましては、調べたらわかることでございますので、また内容を調べて委員会でのご報告とさせていただきたいと思います。

また、続きまして、老健施設の方の出られた後の行き先、どのような対応に変わられたのかということにつきまして、個々の方々の対応については私の方まではちょっと把握はしておりませんでしたので、その方々につきましても調べまして一緒に報告をさせていただきたいと思います。

また、最後に、974件の個々の施設にどれだけの方がというその内訳につきましても、今ほど資料はございませんので、一緒に報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

西澤博-議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博-議長 8番、鈴木さん。

鈴木議員 簡潔に。議第33号で1点だけお伺いいたします。

9ページの歳入ですが、臨時福祉給付金の577万の減、収入、支出とも同額が減になっているんですが、全協での説明は執行残ということでしたので、 実績だけ教えていただければと思います。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

臨時福祉給付金の実績ということで、人数的なことをお尋ねのことかと思います。経費的なものは運用残で出てきている数字ですので。27年度実施しましたのは、送付数としては1,033世帯分です。受け付けさせていただいたのが761でしたので、申請率としては73.67が27年度の臨時福祉給付金の実績です。

以上です。

西澤博-議長 ほかにありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第33号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を予算決算常任委員会に、議第34号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第37号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を文教民生常任委員会に、議第35号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第36号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第33号を予算決算常任委員会に、議第34号および議第37号を文教民生常任委員会に、議第35号および議第36号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第33、議第38号平成28年度豊郷町一般会計予算から日程第38、 議第43号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議 題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第38号平成28年度豊郷町一般会計予算および議第39号平成28年度 豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から議第43号平成28年度豊郷町後期 高齢者医療事業特別会計予算までの各特別会計予算について一括してご説明申 し上げます。

> さて、この3月末には全ての市町で総合戦略が策定されることとなります。 今ある地域のよさが次の世代に確実に引き継がれるよう、住民との距離の近さ

をはじめ、町ならではの強みを発揮しながら、高齢者対策あるいは子育て支援 や教育の充実、住む場所、働く場所の確保などに取り組んでまいります。その ような中で、平成28年度の地方財政対策につきましては、一般財源や地方交 付税に所要額が確保されました他、地方創生関連に引き続き1兆円、そして新 たな交付金が創設され、法制化もされます。一方、県においても総合戦略の推 進のため、平成27年度補正を含めて、総額で624億円、基本構想の実現と あわせて680億円が措置され、新規事業の創設や既存事業の充実が図られた 予算が編成されているように感じております。

本町としましても、総合戦略に基づき事業の着実な実施に務めてまいりますとともに、県や関係機関との連携を強化し、地方の自主財源の充実や地方問題解決に向け、県、国に積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

さて、本町の財政状況は平成26年度の決算において、たばこ税を除く全ての税目が増加しており、町税全体では平成25年度比1億1,589万円余りの増収となり、交付税総額は減少しているものの、全体の一般財源は増加しました。こうした中にあって、継続的、安定的財政運営のために2億円超の町債の繰り上げ償還を行い、財政健全性を確保したところでありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。

平成28年度の予算編成に当たっては、本年2月に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生法に基づく豊郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略により、町民が意欲を持って働くことができ、結婚、出産、子育てが安心してでき、将来に夢と希望、愛着を持つことができる魅力あふれる豊郷町の創造と発展を基本理念として5カ年の総合戦略の各事業に取り組み、今日の人口減少、高齢化社会の現実を直視しつつ、長期的な視点から確かな結果が出せる施策を実行していくつもりであります。

このような中、あすを担う子どもたちを地域の宝として育むため、高校世代までの医療費無料化、小中学校の給食費助成制度および小中学校入学に係る準備金の助成など、子育て環境の充実を図り、日栄小学校増改築工事とあわせて、プールの改修など、子どもたちが豊かに育つ環境づくりに向けて、教育施策や施設の整備を行ってまいります。

次に、今日いつ起こるかと懸念されている南海トラフ地震をはじめとした自然災害への対策として、現在のアナログ防災行政無線について大規模災害に迅速に対応するために、情報網の整備として防災行政無線のデジタル化による整備を行い、災害時の拠点となります役場庁舎について、安心、安全に配慮した

施設に整備するため、再度の実施設計を行うものであります。

また、本町の重要課題であります改良住宅の譲渡に着手するものであり、さらに住民生活に密着した町道等の道路整備事業や交通安全施設整備事業について、安心、安全なまちづくりのため整備に努めるものであります。

町を支える産業として農業や地域産業の振興としては、TPPなどの国の施 策等の動向に注視しつつ、環境こだわり農産物や農村まるごと保全事業などの 取り組みを進め、生産性の向上など農業振興に努めてまいります。

また、豊郷小学校旧校舎群をはじめとした環境資源の活用に、町のPRと観光振興にも取り組むものでございます。

このような方針のもとに編成いたしました平成 28年度の一般会計当初予算の総額は 41 億 700 万円、国民健康保険事業特別会計予算をはじめ 5 会計の各特別会計予算の総額は 23 億 2,004 万 2,000 円となり、一般会計、特別会計を合わせまして、総額 64 億 2,704 万 2,000 円の予算を計上したところでございます。

以上、地方財政を取り巻く状況は厳しい中ではありますが、適切な行財政運営に留意しつつ、諸施策に重点に取り組み、町民の負託に応えてまいりたいと考えております。

それでは、議第38号平成28年度豊郷町一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計当初予算の総額は41億700万円となり、前年と比べますと金額で3億5,000万円、率にして9.3ポイントの増となりました。

主な歳入について申し上げますと、まず、町税でありますが、総額は9億1,784万9,000円で、前年に比べ606万5,000円、0.7%の増となりました。以下、地方交付税は13億6,600万円で、0.7%の増、国庫支出金は3億2,274万9,000円で2.2%の減、県支出金は2億5,333万円で2.5%の増、地方消費税交付金1億2,200万円で5.2%の増、財産収入は2,240万8,000円で0.1%の減、繰入金は2億4,050万7,000円で27.4%の増、諸収入は2億3,199万9,000円で10.8%の増、町債は4億4,080万円で114.4%の増であります。そのほかには、地方贈与税2,550万円、利子割交付金80万円、自動車取得税交付金600万円、地方特例交付金570万円、交通安全対策特別交付金140万円、分担金及び負担金2,177万5,000円、使用料及び手数料7,568万3,000円、寄附金450万円、繰越金4,000万円などを見込んでおります。

財源比率では、自主財源の占める割合は37.9%、依存財源は62.1%であり、前年度に比べて自主財源比率が1.1%減少しております。依然として、歳入のほとんどを依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政構造となっております。

次に、歳出面で主なものといたしましては、民生費12億9,951 万4,000円で、前年に比べ6.3%の増であります。以下、議会費6,410 万4,000円、7.2%の減、総務費4億7,626万2,000円で5.1%の 減、衛生費3億4,872万5,000円で8.9%の減、農林水産業費8,007 万7,000円で6.5%の減、商工費2,328万3,000円で33.8%の減、 土木費4億6,512万5,000円で3.0%の減、消防費4億4,079 万2,000円で241.4%の増、教育費7億163万9,000円で9.2% の増、公債費2億196万8,000円で0.5%の減、労働費51万1,000 円で、予備費500万円を計上しております。

次に、議第39号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計予算は10億4,360万6,000円で3.6% の増であります。

歳入のうち主なものは、国民健康保険税1億6,158万7,000円、2.2%の減、国庫支出金2億6,453万5,000円、8.1%の増、療養給付費交付金3,734万9,000円、28.0%の減、前期高齢者交付金1億4,981万8,000円、1.7%の減、県支出金7,231万3,000円、19.3%の増、共同事業交付金2億5,975万2,000円、4.4%の増、繰入金9,623万7,000円、17.4%の増、諸収入182万4,000円、31.5%の増であり、そのほかでは使用料及び手数料13万9,000円、財産収入4万6,000円、繰越金1,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,064万9,000円、4.6%の減、保険給付費6億63万5,000円、0.9%の増、後期高齢者支援金等1億997万5,000円、0.6%の増、介護給付金5,126万4,000円、15.9%の増、共同事業拠出金2億4,792万7,000円、12.0%の増、保健事業費1,245万円、18.2%の減であり、そのほかでは諸支出金55万2,000円、前期高齢者納付金等10万2,000円、老人保健拠出金6,000円、基金積立金4万6,000円を計上しております。

療養諸費の増加により、保険給付費全体で587万9,000円、1.0%の 増、介護納付金で706万円、16.0%の増、共同事業拠出金で2,658 万9,000円、12.0%の増、全体で3,647万2,000円、3.6%の増 となったものでございます。

次に、議第40号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算についてご 説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算は2億6,607万4,000円で16.4%の減であります。

歳入のうち主なものは、使用料及び手数料1億1,696万4,000円、0.1%の増、国庫支出金767万8,000円、56.0%の減、繰入金1億1,419万5,000円、9.8%の減、町債2,360万円、54.8%の減、繰越金300万円、89.9%の増であり、そのほかでは財産収入25万9,000円、分担金及び負担金37万8,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費 5,1 3 8 万 1,0 0 0 円、2 0.3% の増、簡易水道事業費 1 億 9 9 8 万 5,0 0 0 円、3 5.7% の減、公債費 1 億 4 7 0 万 8,0 0 0 円計上 しております。

水道ビジョンの作成及び水道事業創設認可設計委託を新たに行うものの、配水管の布設がえ工事が一定完了したことによる工事費の減少のため、全体として5,212万8,000円、16.4%の減となったものでございます。

次に、議第41号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計予算は3億3,150万4,000円で、1.3%の減であります。

歳入のうち主なものは、分担金及び負担金158万円、14.3%の増、使用料及び手数料1億2,576万3,000円、6.5%の減、国庫支出金1,593万9,000円、16.1%の減、繰入金1億6,186万7,000円、2.4%の減、町債2,350万円、117.5%の増、繰越金278万6,000円、30.3%の減であり、そのほかでは財産収入6万8,000円、諸収入1,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費1億463万3,000円、0.7%の増、下水道事業費5,012万8,000円、6.7%の減、公債費1億7,674万3,000円計上しております。

法定化に向けた会計支援委託及び琵琶湖流域下水道建設事業市町負担金が増加しているものの、償還終了に伴う公債費の減少により全体として432万4,000円、1.3%の減となったものでございます。

次に、議第42号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご

説明申し上げます。

介護保険事業特別会計予算は6億1,958万4,000円で、3.1%の増であります。

歳入のうち主なものは、保険料1億884万7,000円、11.5%の減、 国庫支出金1億3,545万9,000円、0.6%の減、支払基金交付金1 億6,154万2,000円、2.8%の増、県支出金8,427万9,000 円、2.8%の増、繰入金1億752万4,000円、4.6%の増、そのほかで は、使用料及び手数料3,000円、財産収入1,000円、繰越金3,000円、 諸収入4,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費 2,716万円、0.3%の減、保険給付費 5億7,596万9,000円、2.8%の増、地域支援事業費1,388万円、43.1%の増、 そのほかでは基金積立金1,000円、諸支出金4万3,000円、財政安定化 基金拠出金253万1,000円計上しております。

歳出のうち、保険給付費が居宅介護事業を中心として1,602万8,000円、2.8%の増となり、歳入では、保険給付費の増加に伴う支払基金交付金、県支出金、一般会計操出金および財政安定化貸付金が増加し、全体として1,838万6,000円、3.1%の増となったものでございます。

次に、議第43号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計予算は5,927万4,000円で、3.9%の増であります。

歳入のうち主なものは、後期高齢者医療保険料3,538万4,000円、4.6%の増、繰入金2,386万4,000円、2.8%の増、そのほかでは、使用料及び手数料3,000円、繰越金1,000円、諸収入2万2,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費 5 1 1 万 5,000円、0.6%の減、後期高齢者医療広域 連合納付金 5,413万 8,000円、4.3%の増、そのほかでは諸支出金 2 万 1,000円計上しております。

歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が224万6,000円、4.3% の増となったため、全体として221万4,000円、3.9%の増となったも のでございます。

以上、平成28年度豊郷町一般会計予算および各特別会計予算についてご説明を申し上げました。主な事業内容につきましては、議員の皆様に配付しました平成28年度予算書および主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。な

お、本予算の執行に当たっては、議員の皆様の格別のお力添えをお願い申し上 げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いい たします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。質疑は、一括して行います。 質疑はありませんか。

今村議員 議長。12番。

西澤博-議長 12番、今村さん。

今村議員 まず、一般会計予算、議第38号の中からまず9ページ、第3表ということで地方債がそれぞれ、今回、4億4,080万上がっているんですけれども、そのうち地方道路等整備事業債、また緊急防災減災事業債、学校教育施設等整備事業債、この3つの起債なんですが、これは利率5%以内という形で、「融通先の条件による。ただし、町財政の都合により据置期間および償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる」と書いてあるんですが、この3つの事業債はどういう形で、どこに借りて、起債の償還方法はどういうふうに考えておられるのか説明をしてください。

次は、17ページです。款12使用料及び手数料、項1使用料、目2の民生費使用料の中で、節3のデイサービス使用料、生きがいデイサービス利用料131万2,000円、また、隣保館デイサービス利用料19万2,000円、これの予算の人数内訳を説明してください。そして、その下の4、入浴使用料、豊栄のさと一般入浴料5万8,000円も人数を説明してください。そして、隣保館使用料、隣保館施設使用料5万4,000円、これについてもどういう使用料なのか内訳を説明してください。7番、一時預かり保育所使用料18万7,000円、現年度分という形で書いていますが、この18万7,000円の算出根拠も説明してください。

続いて、18ページの目3農林水産業費使用料の中で、節2のいきがい協働センター使用料19万2,000円、この施設使用料についても内訳を説明してください。そして、目5の教育費使用料の中で、節2の教育施設使用料、ここに教育施設使用料133万4,000円、公民館使用料20万、敷地使用料7,000円とありますが、この内訳も説明してください。豊栄のさと使用料、文化ホール使用料50万、敷地使用料6万6,000円、これの内訳も説明をお願いいたします。

そして、次20ページにあります、目3の衛生費国庫補助金で、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金5万1,000円、国庫補助金で出ていますが、これはどういう補助金で、どういうふうに町では活用されるのか説

明をお願いいたします。

そして、23ページの款15財産収入の中の項1財産運用収入、目1財産貸付収入というところで、節1の土地貸付収入の中の町有地賃貸料30万の場所を説明してください。その2、建物貸付収入78万、旧校舎貸付料30万の内訳、豊栄のさと貸付料48万の内訳。また、その下の3、物品貸付収入4万、自転車貸出料が4万とありますが、これもどういう内訳なのか説明してください。

それから、次は28ページ、目雑入の中で民生費雑入というところで、28ページの上から3つ目、学童保育保護者負担分441万3,000円、これも人数と2つの学童保育所がありますが、それぞれの人数とこの負担金の算出根拠を説明してください。

そして、34ページ、目5の財産管理費の中の13委託料で、設計委託料2,384万5,000円、これについてもどういう委託料なのか説明をお願いいたします。一般会計関連はそれでいいです。

次に、介護保険の関係です。68ページ、第2表、地方債というところで、 財政安定化基金貸付金、今回、28年度で2,192万2,000円を限度額で 起債を起こすというのが上がっておりますが、これも「利率5%以内、融通先 の条件による。ただし、町財政の都合により据置期間および償還期限を短縮も しくは繰上償還または低利に借り換えすることができる」とあるんですが、今 までこれは一体どこに町は借りておられて、今回どこにこれをまた起債として 地方債を起こそうと思っておられるのか、こういった条件に全部入るのかどう か、それをちょっとお聞きしたいと思います。

そして、次は71ページ、歳入のところで介護保険料、第1号被保険者保険料ということで、当初予算の介護保険料が上がっておりますが、ここにある現年度特別徴収保険料1億169万8,000円、これの人数を説明してください。そして、その下の現年度普通徴収保険料694万9,000円、これも算出人数を説明してください。次の3番、滞納繰越分普通徴収保険料20万、第1号被保険者保険料普通徴収分とありますが、これも人数と金額も含めて説明をお願いいたします。

以上です。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

一般会計予算の9ページの地方債、別表3でございますが、28年度におき

ましては、それぞれ地方道路等整備事業債、緊急防災減災事業債、学校教育施設等整備事業債の予定をしております。当然、これは現在、予算ベースでございまして、実際、工事が始まりますと入札等によりまして事業料の減額等が生じてまいりますので、その金額が確定しましたら、そういったことを考慮しながら借り入れを行っていきたいということで、利率につきましては5%以内ということで、これにつきましてはそれぞれの事業ごとに起債を起こしていきたいということで、その都度、金融機関からの見積もりをとりまして、最も低い利息の提示をされているところの金融機関からお借りをしようと考えておりますので、今現在、どの金融機関からということはわかりませんので、今後そういった方法で起債を起こしていきたいと考えております。

次に、23ページの款15財産収入、項の財産運用収入、目の財産貸付収入のうち、節1の土地貸付収入のうち、41万9,000円のうち30万円のご質疑でございますが、これにつきましては、今現在、滋賀中央信用金庫、前の駐在所があったところなんですが、そこの土地を251平米お貸ししておりますが、その土地代の分が30万円ということで、月額2万5,000円分の12カ月分でございます。その下の建物貸付収入の78万円のうち、旧校舎の貸付料30万円でございますが、これにつきましては、旧校舎群をお貸ししています町の老人クラブ連合会に年間5,000円の12カ月分、それとシルバー人材センターには月額1万5,000円の12カ月分、それと町の観光協会におきましては、月5,000円の12カ月分ということで、3団体ということで30万円でございます。その下の豊栄のさとの貸付料につきましては、豊栄のさとの1室ということで、現在、彦根愛知犬上広域行政組合に部屋をお貸ししております。この収入ということで、月額4万円の12カ月の48万円でございます。

次に、34ページの財産管理費の委託料 3, 301 万 2, 000 円のうち、設計委託料 2, 384 万 5, 000 円のご質疑でございますが、これにつきましては、庁舎の設計料ということで計上したものでございます。この金額につきましては、これまでの説明の中で現在の D 案で出ています実施設計額が 7 億 9, 482 万 6, 000 円でございますので、この 3% 相当ということで設計費を上げさせていただきました。それが、2, 384 万 5, 000 円ということでございます。

私の方からは以上でございます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

一般会計ですけれども、17ページです。歳入、民生費のところで、生きがいデイサービスの歳入の内訳ということでお尋ねいただきましたので、まずこちらの方ですけれども、生きがいデイの利用をいただいている方、予算の計算上だけですけれども、1日9名で来ていただいたとしてということで、前年度と同様の予算計上をここはしております。合計131万2,000円です。実績としましては、この平均を今年度は上回ってきておりますので、この調子でいけば28年度途中で増額もさせてもらわなければいけないかと思いますが、当初の見込みとしては9名で、前年度同様に見させていただきました。

それと、続きましてその下の豊栄のさと入浴料のところですけれども、これにつきましては、予算5万8,000円で、これは前年と同額の予算を上げております。1日4名の145日間ということで計算はしておりますけれど、これは今村議員さんの12月議会の一般質問でお尋ねいただきましたお風呂の一般入浴を無料でという話もしていただきました、あれを契機に、現在のデイについて一般開放するのがいいのかどうかという検証をさせていただきまして、今、利用していただいている方々の対応も含めて、最終の結論がこの議案として出させていただく段階で決まりませんでしたので、前年同様の計上をしましたけれど、方向としては28年度は病気との関係もあって取りやめたいと思っておりますので、28年度の途中で補正をさせていただきたいと思っております。これは、実際進んでいってからのことですので、当初としては一応、計上させていただきたいと思います。

それと、28ページですけれども、学童保育保護者負担金のところをお尋ねいただきました。こちらにつきましては、今年度の実績に照らして予算計上しておりますので、にこにこさんの方が31名、ひまわりさんの方が36名ということで、通常の人数。長期休みのときには、にこにこさんは41名、ひまわりさんは50名で算定をしております。これにつきましても、実際、申込みを受けた後の人数が変更してきますので、あくまで当初の計算として計上しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤博-議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 12番、今村議員さんのご質問にお答えいたします。

18ページの使用料及び手数料の12で、3の農林水産業費使用料ということで、2のいきがい協働センター使用料というので19万2,000円上がっておりますが、それは月16回の利用をしていただきまして、1年間掛けます

と19万2,000円ということで、月16回の利用料を考えております。

続きまして、ページで言いますと23ページの款15財産収入、項の財産運用収入で1の財産貸付収入で3の物品貸付収入ということで、自転車貸付料ということで、これは豊郷小学校に配置しておりますレンタサイクルのレンタル料でございます。

以上です。

人権政策課長 議長。

西澤博-議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

一般会計の17ページ、隣保館デイサービス利用料の19万2,000円の内 訳でございますが、当初予算では40名分、月2回ということで24回で計上 しております。

それから、6の隣保館使用料の5万4,000円の中身につきましては、会議室、それから調理室、和室、それぞれの使用料を昨年度実績に基づきまして計上したものでございます。5万4,000円でございます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩﨑教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

予算書の18ページ、5教育費使用料の2、教育施設使用料です。教育施設使用料の133万4,000円に対しましては、平成27年11月の実績を推計としまして上げております。敷地使用料に対しましては、平成27年度の実績です。これは、電柱の使用料です。よろしくお願いいたします。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 今村議員さんの質疑にお答え申し上げます。

18ページであります。同じく2の教育施設使用料ということで、公民館の使用料という形になります。公民館の使用料につきましては、26年度の実績で報告をさせていただきたいと思うんですけど、38件の8万5,000円という形でありますが、施設全体につきましては、ほかに公民館機能としては和室等もございますし、全体の数値を出しておりますので、申しわけありませんが、細かく計算をしておりませんでしたので、予算決算委員会の中で報告をさせていただくのと、それから、豊栄のさと全体では使用回数が1,235回、これはホールも公民館機能にありますもの全てということでご理解をいただきたいと思います。

それと、その下の敷地使用料であります。7,000円を計上させていただいたのは、敷地内と敷地外に自動販売機を設置しております。外に設置している販売機の分の敷地使用料ということで7,000円、それから、その下の3、豊栄のさと使用料ということで、ホールの使用につきましても、先ほど言いましたように、全体での把握しかできていませんので、委員会で報告をさせていただきます。その下の敷地使用料は先ほどの自動販売機の建物内にあるものの敷地料ということになります。よろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、一般会計 20ページの中ほど、衛生費国庫補助金、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金の内訳でございます。これにつきましては、子宮頚がん検診または乳がん検診の節目の、まず子宮がん検診につきましては 20 歳から 40 歳の中で新たに 20 歳になられた女性に対して検診の助成部分でございます。また、乳がん検診の 40 歳になられた女性に対しての検診費用の助成の補助金でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計68ページの部分でございます。財政安定化基金貸付金2,192万2,000円、これにつきましては、県の財政安定化基金よりの貸付金でございます。これは予算を計上していく上で収入不足分をこの貸付金で計上しておるわけでございます。県に借り入れるということでございます。予定であるということでございます。

続きまして、71ページ。現年度特別徴収保険料の人数でございますけれども、これは現在のところ想定といたしまして1,775人で想定をいたしておるところでございます。また、普通徴収につきましては129名でございます。滞納繰越の人数につきましては、26年度の実績におきまして13人という実績がございましたので、人数的には明確に計算としてはございませんが、実績に基づいてということで13名ということでございます。金額につきましては、これも26年度の実績として29万8,500円を徴収したところでございます。

以上でございます。

西澤博-議長 ほかありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ質疑をさせていただきます。

今の一般会計予算の34ページの設計委託料が、庁舎のD案の委託料だという説明がありましたので、若干説明を求めたいと思いますが、1つはこの庁舎の設計委託料というのがよくわからない。といいますのは、平成24年度の主要施策の概要で、ここには新規として庁舎等改築事業が上がっていまして、事業費2,000万、耐震診断の結果を受け、庁舎等の耐震補強および大規模改造の設計を行うというので、24年度当初予算で2,000万計上がされました。それで、この事業は25年度に繰り越しをされたのですが、1つ教えていただきたいのは、24年度ではこの当時の決算額が913万5,000円なんですが、繰り越された平成25年度の決算は、財産管理費で971万400円になっているんですが、何かほかの事業が入っていたのかどうか。決算書を取ってきたんですが。

もう一度言いますが、平成 25 年度に繰り越された繰越明許費は 913 万 5 , 00 円なんです。 25 年度で打たれた決算の委託料の中身を見ますと、設計委託料が 971 万 400 円になっているので、数字が違いますので、これがなぜ違うのか、まず教えていただきたいというのが 1 点目です。

2点目は、ちょっと私はこういうことはわかりませんので教えてほしいんですが、どういう形の委託をされるのか。先ほどの総務企画課長の説明では、町が示しているD案の3%で七億九千何ぼかの設計委託料の3%で、2,384万5,000円を計上したということでしたが、まずこの3%というのが何かわからないので、まずこれはこれで教えていただきたいのですが。

とすると、これは入札をするとかいうことではないんですね。これの3%ということですから、どういう形の入札をされるのか。例えば、当初の平成24年度の入札は、これも繰り返し一般質問でやってきましたが、10月26日に入札がされていまして、そこで町が入札のときに言ったのは、「既存の役場庁舎本館、旧館を生かした増改築設計および旧館を取り壊し新築する場合の設計」ということで、契約締結日は2月28日までということでやっているんですね。これは町のホームページから取ってきました。それに基づいて私が質問をして、町からいただいたのが、もう豊郷町役場庁舎増築工事の設計書、もうできているんですね。もうできあがっているんです。この中身もいただきましたから、もらいました。繰り返し一般質問でしたとき、町長からご答弁があったのは、資材の高騰とか消費税とかがあるので、2割アップぐらいになるんではないかというような答弁だったと思うんですが、ここにこれがもうでき上がっているんですが、どういう形でこれを委託されるのか。これが見えてこない。入札になるのか、一度これでき上がっていますよね。ちょっとそこのところがよくわ

からないので、これはまず説明をお願いしたいと。よく形が見えない。

3点目は、これが庁舎の分だとすれば、いろんな意見がありますが、いずれにしても8億を超える大きな事業になりますから、これは本来、今回の主要施策の中で上げられるべきだと思います。24年度は設計委託で上げられていますからね。今年度の主要施策の概要には、これは一大事業である、この8億を超えるこの事業が主要施策の概要では説明がされていません。掲載がありません。この大きな事業が、この主要施策の概要に記載されていないのはどうしてなのか。とりあえずこの3点、説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木さんの質疑にお答えいたします。

私は1点だけ。要するに、D案で実施設計をさせていただくということでさせていただきました。それに基づいて概算額と設計額は何で違うかということで、それで資材が高騰したさかいということでお答えしたのであります。それで、昨年の3月にも議員がおっしゃいました。そしたら、これはやっぱりもう2年近くたちますので、もう一遍これは実施設計しなければあきませんよと言ったら、そういうもんかと。それと、先ほど課長が申しましたけど、やっぱり緊急性もありますから、D案でいいのか、議員がおっしゃっている、やはり本館を残して、耐震補強するのがいいのか、やはりどっちでも柔軟に対応できるようにということで予算を計上したのであって、これはやはりきっちり実施設計はしていかなければならないと。

議員がおっしゃるように、月曜日に一般質問がありますけれども、私はもうこだわっていませんし、議員はずっと残す、残すとおっしゃっています。ただ、最初から解体ありきというような発言を議員たちがされたんですから、しっかりそこらを押さえながら、別に解体ありきじゃなしに、耐震補強をしながら、どっちか判断していただきたいということで設計予算を上げたのでありますから、その点だけご理解をいただきたいと思います。

総務企画課長議長。

西澤博一議長村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まずは、平成24年の設計のとき、913万5,000円ということで、それを25年度に繰り越しをさせていただいて、97万1,400円ということになっています。これにつきましては、当初はA案、B案の2つの案を含めた設計を委託しているのが913万5,000円の内容でございます。その後、今まで

の話の中で、C案、D案というのが出てきました。その段階でもともとC案、 D案の業務内容は入れておりませんでしたので、それはやはり別途に協議する もんだということで、その差額については別途分、C案、D案分ということで 契約をして実施をしたということでございます。

それと、設計費の3%の話でございますが、これも通常決めがございません。 設計については、その予定している金額によって、それぞれ設計のパーセント が違うようです。極端に言いますと、1%から10%の範囲内で、7%とかい ろんな算定がございますが、今の段階、管理を含めず、設計だけ考えた場合、 前回もそうでしたが、今までですと大体、両方含めて5%、6%というのが大 体通常のような感じがしていましたので、それで3%ということで今まで計上 していたんですが、予算ベースの段階でそういったことで3%ということで、 現在のD案の実施設計書の額の3%を上げさせていただいたということで、こ れは当然、現在のD案がございますが、各字の行政懇談会に行きましたときに、 住民の皆さんから内部的な話で変更してはどうかという意見もありますので、 当然、変更もしてこなかあかんということで、そうしますと現状の設計がその まま使えるかということも考えたんですが、まず、使えんことはないんですが、 使っても間取りなり、中の壁とかが変わりますと、構造計算のし直しが必要で あるということになりますので、全く同じものの内容ではできないのではない かということもありましたので、一応、今の3%は全て最初からやったとして 予算計上をさせていただきました。

それと、現在の設計につきましては、長浜の環境空間設計さんにお願いしています。当然、随意契約すれば多少は減るというのは、これは一般的な話になります。それは、議員の皆さんがそれでいいのではないかという話であれば、随意契約は可能だと思いますが、何月議会か忘れましたが、その業者が長浜市で停止になっているという状況もありまして、そんな業者でいいのかという疑義もありましたので、私たちは随契はあまり考えなくて、今の段階ではやはり入札がいいのかなとは考えております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 大きな立場で質疑をしたいと思いますが、私は解体ありきとは一度も議会で発言したことがありません。私自身はありませんので。その点は誤解のないようにしていただきたい、町長にも誤解のないように。私自身は議会で解体ありきと、議事録を調べていただければわかりますが、一度も解体ありきとは発言

をしておりません。

それから、庁舎の改修に反対したことも一度もありませんので。身の丈に合った庁舎の改修を行うべきだとは申し上げてきましたが、重ねて申し上げておきたいと思います。

ただ、初めて町長の方から、いわゆる町が示されたD案にはこだわっていないというお話、今日初めてお聞きをしました。それであれば、やはりどういう庁舎改修があるのか、これも先ほど介護保険のところで申し上げましたが、私は大いに議論をして決定をしていけばいいのではないかと思っています。となると、この二千三百何万は今のD案の7億9,000万に基づく予算ですから、当然この予算の中身も変更になってくるということになろうかと思いますが、そういう細かいことは別にして、今日非常に大きな答弁がありましたので、もう一度重ねて町長にお聞きしますが、D案にはこだわっていないという答弁が先ほどありましたので、そのことだけもう一度、確認をさせてください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長伊藤町長。

伊藤町長 再質疑にお答えいたします。

あれは確かお二人のビラに、町長は解体ありきでと書いてあったと私は記憶 をしております。

それと、D案にこだわらないということは、昨年の3月から議員が特別委員会でもと言って協議するとおっしゃったから、私はいつまでも待っていますよと言っていました。そして、12月には待つのも限度がありますということをお話しさせていただきました。ただ皆さん方にご説明して、町としてはD案でいきますという形でずっと言ってきましたし、皆さん方に内容も報告させていただきました。ただ、いつまでも待つということはできませんので、できたらきちっと耐震補強してやるという方向を出していただければ、別にD案をごり押しする気はありませんよということを言っているだけで。ただ、将来展望に立ったときに、議員の皆さん方がどういう方向を考えていただくか、これからしっかりと考えていただければよいということで。ただ、1年たっても何の答えも返ってこなかったということは、私はまことに残念であります。そう長くは待てませんので、それでもう待てなかったらD案で提案をさせていただくということになりますので、それだけよろしくお願いいたします。

西澤博-議長 ほかありませんか。

高橋議員 議長。

西澤博-議長 3番、高橋議員。

高橋議員 28年度豊郷町一般会計予算の、ちょっと何課かにまたがるかもわからんのですけど、まず34ページの財産管理費の中の役務費、火災保険料というところ、これは総務企画課の担当やと思うんですけども、305万1,000円、どの範囲なのかというのをちょっと、この場ではなかなか答えられんと思います

ので、予算決算常任委員会の方でまたお願いしたいと。

それに絡みまして、教育委員会が管轄しておられると思うんですけれども、施設の火災保険、ちょっとたまたま火災保険が目に入ったので、火災保険をずっと見ていたんですけども、当然、旧校舎群の火災保険を教育委員会の方で見ておられると思うんです。それはいいんですが、57ページの子育て支援センターの火災保険料が9万円、図書館の火災保険料が5,000円、それ以外に教育委員会の建物の火災保険料を見ておられるというところで、今までは課が違ったというところがあって、ちょっとしっくりこんところがあんのかなと思います。この火災保険料の違いとか、それと幼稚園の火災保険料が入っていない、愛里保育園が入っていない。総務企画課の方で入っておられるのか、そこら辺も含めて。また、児童館は入っているが、教育集会所は入っていないと。これもどこかで入っているのかというところをまた予算委員会で結構ですので、教えていただきたいと思っております。今日の答弁は結構です。

西澤博-議長 ほかありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第38号平成28年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第39号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第42号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第43号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第40号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算、議第41号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。

よって、議第38号を予算決算常任委員会に、議第39号、議第42号および議第43号を文教民生常任委員会に、議第40号および議第41号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第39、請願第1号TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書の 提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である西山勝議員に提案説明を求めます。

西山議員 議長。

西澤博一議長西山勝議員。

西山議員 TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関する意見書の提出を求める請願書。 平成28年2月19日。

豊郷町議会議長、西澤博一様。

請願者、滋賀県彦根市川瀬馬場町922番地の1、東びわこ農業協同組合、 経営管理委員会会長、石部和美。

紹介議員、西山勝。

請願の趣旨および理由。

平成27年10月5日、米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、TPP交渉は大筋合意に至りました。その内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減、撤廃となっており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念がある中、生産現場には不安の声が広がっています。

また、政府はTPP大筋合意を受けて、与党の協議等を経て、平成27年11月25日に総合的なTPP関連政策大綱(以下、大綱という)を決定されました。なお、大綱では米の需給悪化につながらないようTPPの輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れること、麦の経営所得安定対策を着実に実施すること等、早急に対策を示してほしいという生産現場の不安の声に対して最低限の国内対策は示されていますが、到底、生産現場の不安の声に対して十分に応える内容にはなっていません。

さらに、TPPは単に農業問題だけではなく、食の安全、安心、医療、保険、ISD条項など、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域の形を大きく変える重要な内容を含んでいます。

つきましては、以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の 事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願いたしま す。

記。

1、農業者のみならず消費者など広く国民に対して、TPP交渉の合意内容

に関する情報を公開すること。

2、TPP合意内容について、国会決議が遵守できているか、厳格に精査するとともに、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施すること。

以上。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

西澤博-議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

西澤博-議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

会議規則第92条の規定により、請願第1号TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書の提出を求める請願書を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博-議長 異議なしと認めます。よって請願第1号TPP(環太平洋連携協定)交渉に 関する意見書の提出を求める請願書を総務産業建設常任委員会に付託すること に決しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時37分 散会)